

<h1>名古屋市公報</h1>	平成30年 6月20日	第1262号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第385号) 3
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第386号) 7
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第387号) 8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第388号) 9
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第389号) 13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第390号) 15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第391号) 17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第392号) 19
○ 生活保護法による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第393号) 20
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について	(健福・高齢福祉課)	(第394号) 21
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課)	(第395号) 22
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第396号) 24
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第397号) 25
○ 名古屋市旅館等指導要綱の一部を改正する要綱	(健福・環境薬務課)	(第398号) 26
○ 事後調査結果報告書(供用開始後)について	(環境・地域環境対策課)	(第399号) 27

監 査 委 員 告 示

○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第1号)	29
---------------------	-------	----

上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第9号)	30
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第15号)	39
監 査 公 表		
○ 平成30年監査公表	(第3号)	41
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	99
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	104
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	106
雑 報		
○ 名古屋市人事委員会の人事異動	(人事・審査課)	107
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)	108

名古屋市告示第 385号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
渡辺クリニック	名古屋市西区歌里町 261番地	平成30年 4月 1日
医療法人社団ミッド タウンクリニック ミッドタウンクリニ ック名駅	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 1 号	平成30年 4月 1日
丹羽眼科医院	名古屋市中村区鳥居西通 2丁目50 番地	平成30年 4月 1日
米田医院	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10 号	平成30年 4月 1日

医療法人社団広域白 報会なごや在宅診療 所	名古屋市中区千代田五丁目11番11 号	平成30年 4月 1日
MO T E T T O鶴舞 クリニック	名古屋市中区千代田二丁目 8番 7 号	平成30年 4月 1日
医療法人誠仁会久屋 クリニック本院	名古屋市中区錦三丁目 5番31号	平成30年 5月 1日
スカイル皮膚科カト ウ	名古屋市中区栄三丁目 4番 5号	平成30年 4月 1日
うえだ皮フ科内科ク リニック	名古屋市中川区高杉町34番地	平成30年 1月 1日
おはなばたけクリニ ック	名古屋市守山区廿軒家22番40号	平成30年 5月 1日
宮崎クリニック	名古屋市守山区鳥神町 219番地	平成30年 4月 1日
たかぎファミリーク リニック	名古屋市緑区ほら貝三丁目96番地	平成30年 4月 1日
志岐クリニック	名古屋市名東区本郷二丁目 118番 地	平成30年 4月 1日
みずたに眼科	名古屋市天白区高宮町1308番地	平成30年 4月24日
さのすこやかクリニ ック	名古屋市天白区元植田二丁目1601 番地	平成30年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
光が丘塚本歯科クリ ニック	名古屋市千種区光が丘一丁目 1番 1号	平成30年 4月 1日

城北歯科医院・矯正 歯科	名古屋市北区菟野通 1丁目37番地	平成30年 4月 1日
医療法人晃生会光輪 歯科	名古屋市北区大曾根四丁目20番31 号	平成30年 3月28日
医療法人愛美会めぐ み歯科へいわ	名古屋市中区平和二丁目12番 5号	平成30年 4月 1日
石田歯科医院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目29番 地	平成30年 4月 1日
きらら歯科	名古屋市中川区一色新町三丁目 101番地	平成30年 4月 1日
戸田ふたば歯科	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301番地	平成30年 4月 1日
ひなたこども歯科	名古屋市名東区西山本通 1丁目14 番地	平成30年 3月22日
歯科H I R O 歯	名古屋市天白区元八事四丁目84番 地	平成30年 4月24日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
コスモス調剤薬局城 西店	名古屋市西区城西二丁目19番19号	平成30年 4月 1日
大須スマイル薬局	名古屋市中区大須四丁目14番61号	平成30年 4月 1日
調剤薬局 a m a n o 名市大病院前店	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 1番 地の14先	平成30年 4月 1日
リンクス調剤薬局昭 和橋店	名古屋市中川区昭和橋通 1丁目14 番地の 3	平成30年 4月 1日

スギ薬局名南店	名古屋市南区五条町 2丁目 1番地の20	平成30年 4月 1日
カメイ調剤薬局鳴海店	名古屋市緑区鳴海町字山ノ神62番地の 3	平成30年 4月 1日
くらさか薬局大高店	名古屋市緑区倉坂1510番地	平成30年 4月 1日
南山堂薬局ほら貝店	名古屋市緑区ほら貝三丁目 105番地	平成30年 4月 1日
カメイ調剤薬局一社店	名古屋市名東区一社四丁目 207番地	平成30年 4月 1日
カメイ調剤薬局元八事店	名古屋市天白区元八事一丁目58番地	平成30年 4月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
ナースコール志賀	名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地	平成30年 4月 1日
トキワ訪問看護リハビリステーション	名古屋市中区富士見町15番31号	平成30年 4月 1日
マリアーナ訪問看護ステーション	名古屋市中川区八熊三丁目17番 3号	平成30年 4月 1日
訪問看護咲花	名古屋市守山区大永寺町 129番地	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 386号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
せきや皮ふ科	名古屋市中村区中村町 7丁目14番地	平成30年 4月 1日
高橋医院	名古屋市昭和区円上町 1番30号	平成30年 4月 1日
名古屋ニューロサージェリークリニック	名古屋市守山区大字下志段味字西の原 835番地	平成30年 3月12日
藍こころクリニック	名古屋市緑区桶狭間神明1728番地	平成30年 4月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 387号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
医療法人暁会中村内科	名古屋市中村区中村町 8丁目37番地	平成30年 3月29日

2 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
有限会社中村調剤薬局	名古屋市中村区鳥居通 5丁目45番地	平成30年 3月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 388号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
丹羽眼科医院	名古屋市中村区鳥居西通 2丁目51番地	平成30年 4月 1日
スカイル皮膚科カトウ	名古屋市中区栄三丁目 4番 5号	平成30年 4月 1日
粕谷クリニック	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目38番地	平成30年 6月 1日
北條小児科内科医院	名古屋市中川区服部三丁目 416番地	平成30年 5月 1日
うえだ皮膚科内科クリニック	名古屋市中川区高杉町34番地	平成30年 1月 1日

宮崎クリニック	名古屋市守山区鳥神町 219番地	平成30年 4月 1日
名古屋市医師会守山区休日急病診療所・東部平日夜間急病センター	名古屋市守山区市場15番22号	平成30年 3月 9日
志岐クリニック	名古屋市名東区本郷二丁目 118番地	平成30年 4月 1日
さのすこやかクリニック	名古屋市天白区元植田二丁目1601番地	平成30年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
カジウラ歯科	名古屋市千種区光が丘一丁目 1番1号	平成30年 4月 1日
光輪歯科	名古屋市北区大曾根四丁目20番31号	平成30年 3月28日
城北歯科医院・矯正歯科	名古屋市北区萩野通 1丁目37番地	平成30年 4月 1日
市原歯科	名古屋市西区比良一丁目 187番地	平成30年 2月22日
めぐみ歯科へいわ	名古屋市中区平和二丁目12番 5号	平成30年 4月 1日
石田歯科医院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目29番地	平成30年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ライフケア調剤薬局 千種駅前	名古屋市千種区内山三丁目25番 6 号	平成30年 4月 1日
山田薬局	名古屋市西区浅間二丁目 7番18号	平成30年 4月 1日
コスモス調剤薬局城 西店	名古屋市西区城西二丁目19番19号	平成30年 4月 1日
大須スマイル薬局	名古屋市中区大須四丁目14番61号	平成30年 4月 1日
日本調剤八事薬局	名古屋市昭和区山手通 3丁目 7番 地の 3	平成30年 4月 1日
たんぼぼ薬局桜山駅 店	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 1番 地の14先	平成30年 4月 1日
ありす薬局	名古屋市緑区鳴海町字山ノ神62番 地の 3	平成30年 4月 1日
くらさか薬局大高店	名古屋市緑区倉坂1510番地	平成30年 4月 1日
南山堂薬局ほら貝店	名古屋市緑区ほら貝三丁目 105番 地	平成30年 4月 1日
ありす薬局一社店	名古屋市名東区一社四丁目 207番 地	平成30年 4月 1日
ありす薬局元八事店	名古屋市天白区元八事一丁目58番 地	平成30年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

訪問看護ステーションKANWA P L U S	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1	平成30年 5月 1日
ナースコール在宅センター訪問サービス尾頭橋	名古屋市中川区尾頭橋一丁目 1番35号	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 389号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡辺クリニック	名古屋市西区歌里町 261番地	平成30年 4月 1日
木村皮膚科	名古屋市中村区中村町 7丁目14番地	平成30年 4月 1日
米田医院	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号	平成30年 4月 1日
医療法人高橋病院	名古屋市昭和区円上町 1番30号	平成30年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
小松歯科医院	名古屋市南区弥次エ町 1丁目19番地	平成30年 4月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
滝薬局	名古屋市中村区向島町 4丁目15番地 地の 1	平成30年 3月31日
今井薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通 6丁目12番地	平成30年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 390号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	シバタ歯科医院
	新	顕微鏡歯科シバタ
所 在 地	名古屋市守山区大森一丁目2909番地	
変 更 年 月 日	平成30年 3月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	かりん薬局	
所 在 地	旧	名古屋市西区枇杷島一丁目18番 5号
	新	名古屋市西区枇杷島一丁目18番 1号
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

医 療 機 関 名	あおば薬局西高蔵店
-----------	-----------

所在地	旧	名古屋市熱田区五本松町11番18号
	新	名古屋市熱田区五本松町13番19号
変更年月日	平成30年 4月 29日	

3 訪問看護

医療機関名	ひかり訪問看護ステーション天白	
所在地	旧	名古屋市天白区鴻の巣二丁目2001番地
	新	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 502番地
変更年月日	平成30年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 391号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
KE i ROW名古屋 天白中央ステーション	名古屋市天白区植田三丁目 807番 地	平成30年 5月 1日
安藤 猛		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

KE i ROW名古屋 天白中央ステーション	名古屋市天白区植田三丁目 807番 地	平成30年 5月 1日
安藤 猛		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
接骨院 S k y	名古屋市中区丸の内二丁目18番20 号	平成30年 2月18日
芝原 高行		
やぐま接骨院	名古屋市中川区尾頭橋二丁目 1番 27号	平成30年 4月23日
祖父江 拓哉		
南陽接骨院	名古屋市港区西福田五丁目 102番 地の 2	平成30年 4月15日
岩田 力哉		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 392号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
一社治療院	名古屋市名東区一社二丁目91番地の 102	平成29年 9月30日
安藤 猛		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 393号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
水谷 七郎	名古屋市熱田区三番町22番 6号	平成21年 3月31日
水谷接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 394号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）
第 2条第 3項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

平成30年 6月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島

2 臨時に開館する日

平成30年 8月22日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 395 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 30 年 6 月 12 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 定期検査を行う区域
名東区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
9 月 4 日（火）	本郷小学校（西正門隣り給食通用門：ピロティ）
9 月 6 日（木）	猪高小学校（東正門：体育館前）
9 月 11 日（火）	西山小学校（西門：特別活動室）
9 月 13 日（木）	香流小学校（西正門：玄関）
9 月 18 日（火）	高針小学校（西正門：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第396号

名古屋市議会定例会の招集について

平成30年6月19日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成30年6月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 397 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年 6 月12日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
特定非営利活動法人 消費者被害防止ネット ワーク東海	名古屋市千種区内山三 丁目28番2号	平成30年5月25日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 398号

名古屋市旅館等指導要綱の一部を改正する要綱

名古屋市旅館等指導要綱（昭和58年 7月 6日名古屋市告示第 230号）の一部を次のように改正する。

平成30年 6月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 第 2第 1号中「第 2条第 2項から第 4項までに規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業」を「第 2条第 2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第 3項に規定する簡易宿所営業」に改める。

別表備考を次のように改める。

備考 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第 4条の 3各号に掲げる基準のいずれにも適合するものを有する場合は、この表の第 4号から第 6号までに掲げる基準は、適用しない。

- 2 この要綱は、平成30年 6月15日から施行する。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第399号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者からJPタワー名古屋建設事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年6月14日

名古屋市長 河村たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山邦男
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
 - (2) 名工建設株式会社
代表取締役社長 渡邊清
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ
- 2 対象事業の名称及び種類
JPタワー名古屋建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区名駅一丁目1014番 他
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
平成30年6月6日
- 5 縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
西区役所
- ウ 名古屋市中村区竹橋町36番31号
中村区役所
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成30年6月14日（木）から同月28日（木）まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び中村区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、西区役所及び中村区役所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人伊藤倫文の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成30年 6月13日

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
庄 司 俊 哉	名古屋市中区新栄三丁目20番30号	告示の日から平成 31年 3月31日まで
福 本 剛	名古屋市昭和区滝川町26番地の 4	
門 脇 千賀子	愛知県一宮市平和 2丁目17番18	
川 瀬 裕 久	名古屋市昭和区元宮町 5丁目52番地の 2	
後 藤 久 貴	愛知県春日井市松本町 1丁目12番地 3	
後 藤 聡	名古屋市千種区四谷通 3丁目11番地の 1	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市上下水道局告示第9号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年6月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月14日

名古屋市上下水道局長 宮村喜明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年7月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
千種区	東山元町	4丁目 5丁目	一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田水処理センター
瑞穂区	弥富町	清水ケ岡	〃	〃
港区	新茶屋三丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
守山区	瀬古東一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
緑区	鏡田		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター
	鳴海町	鏡田	〃	〃
名東区	猪高台二丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
	丁田町		〃	〃

	藤 森 一 丁 目		〃	〃
天白区	八 幡 山		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

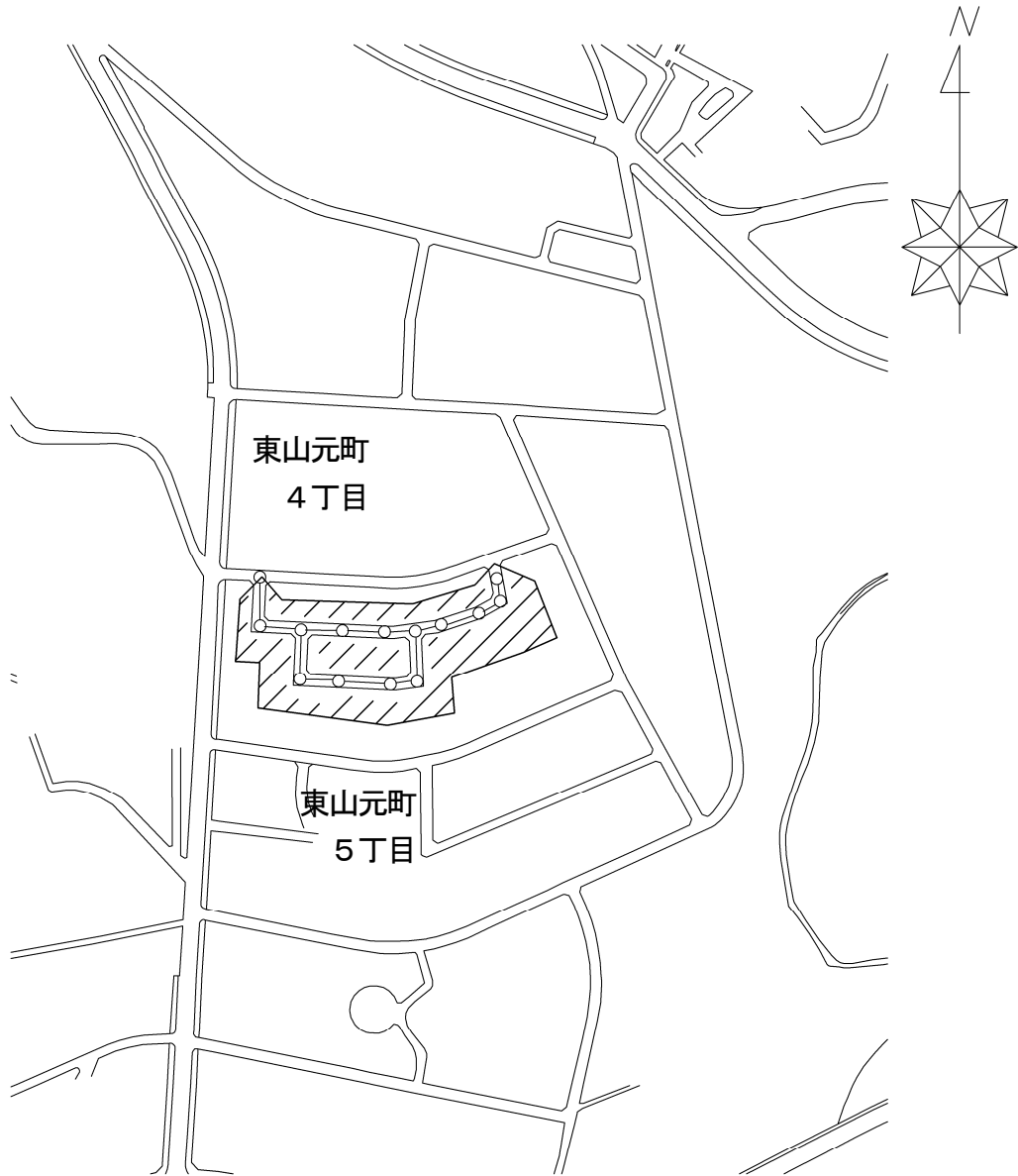
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	守山区
分流式	千種区 瑞穂区 港区 緑区 名東区 天白区

排水施設の位置図

千種区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

瑞穂区（分流式）



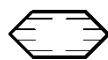
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



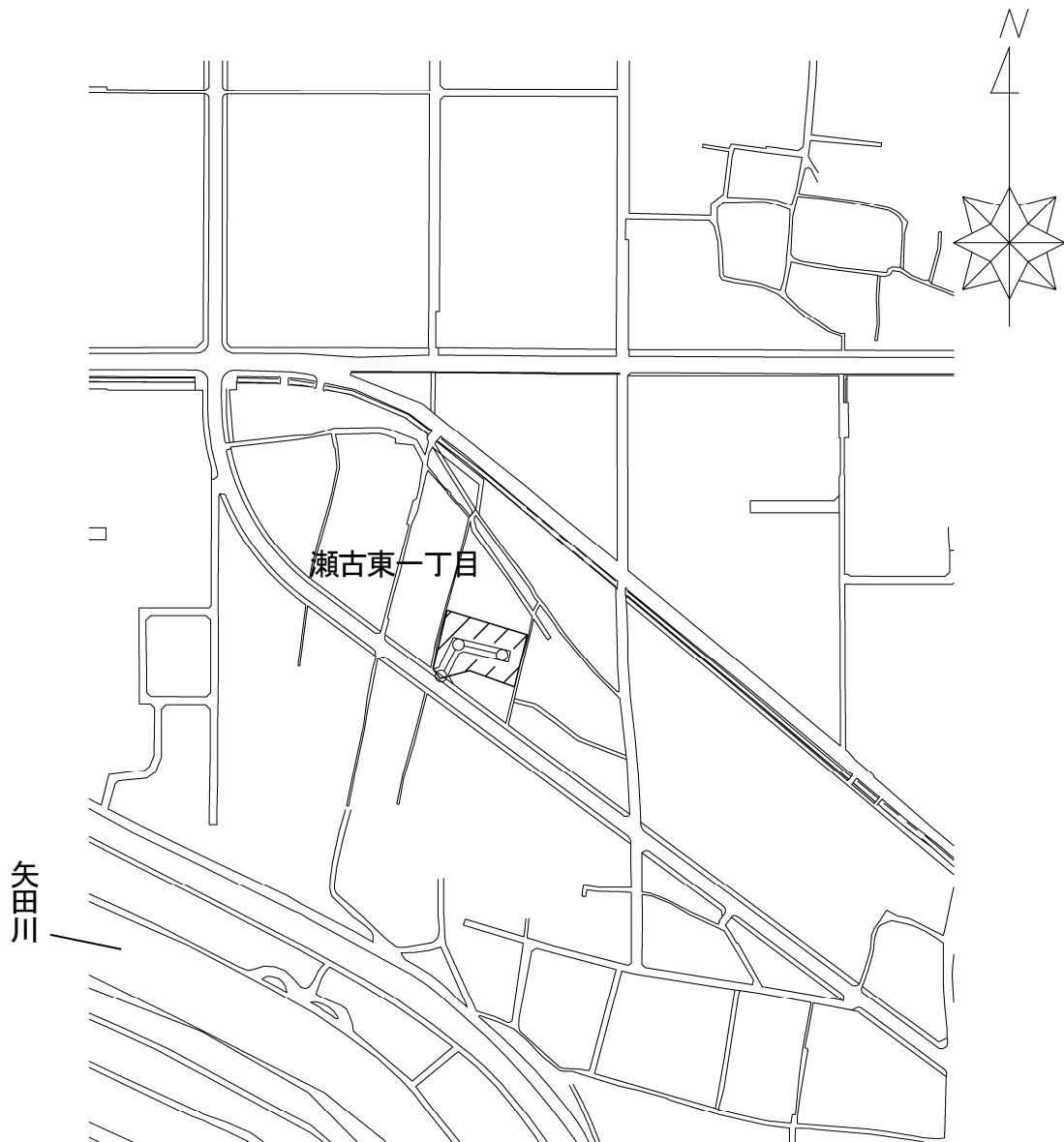
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）



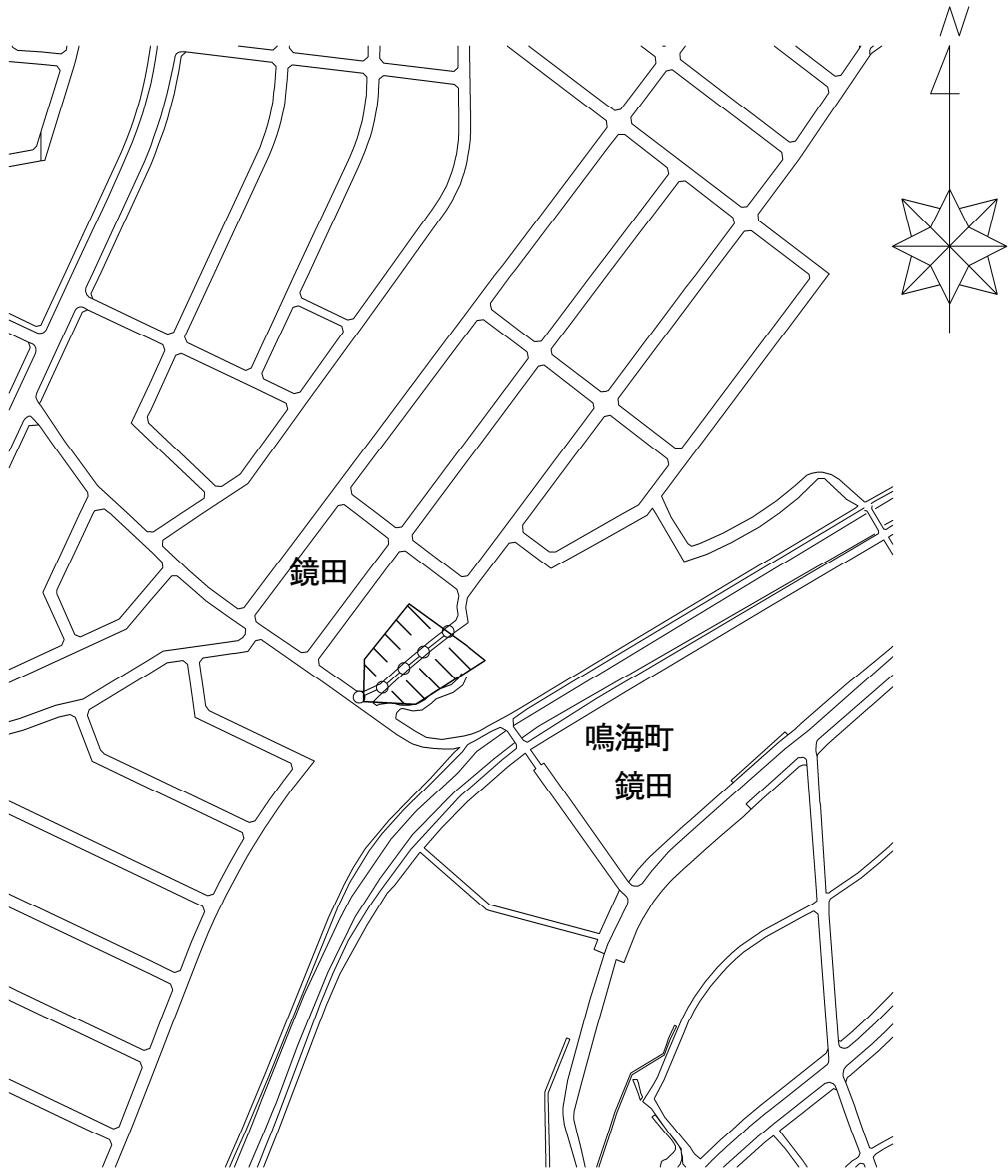
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）



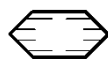
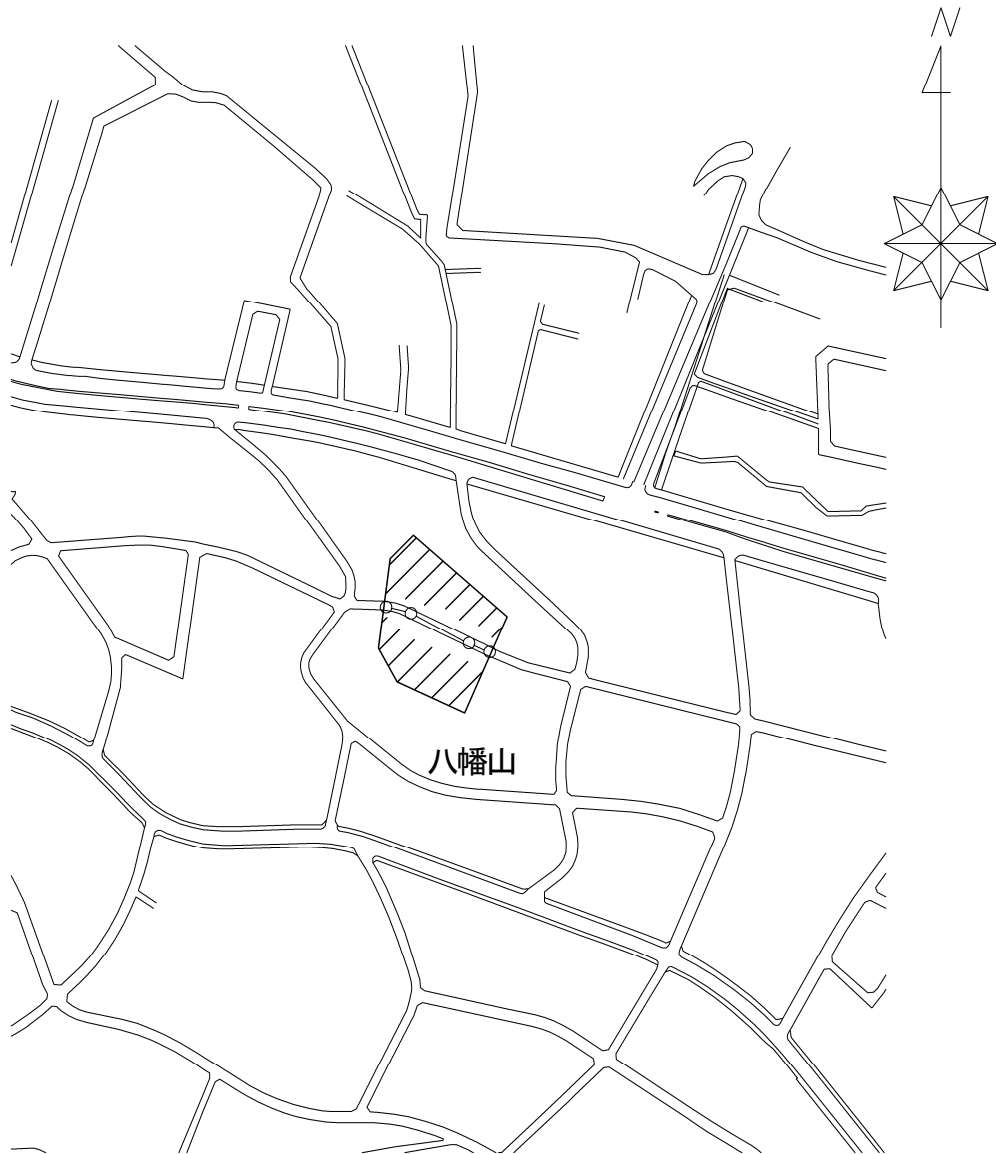
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局管理規程第15号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第3条営業本部電車部電車施設課改良係の項の次に次のように加える。

駅務機器係

- (1) 駅務機器（営業課審査統計係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 料金及び駅務機器の使用法の案内表示に関すること。

第14条の2の表名城線南部駅務区の部名古屋大学管区駅担当の項中「砂田橋、」を削り、同表桜通線駅務区の部今池管区駅担当の項中「中村区役所、」を削る。

第17条第1項中「。ただし、次項に定める駅を所掌する運転区は、次の各号の」を削り、同条第2項中「及び運転区」を「並びに運転区」に改め、同項の表名城線運転区の項中「ナゴヤドーム前矢田」の次に「、砂田橋」を加え、同表桜通線運転区の項駅名の欄を次のように改める。

中村区役所

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。
（乗務員等組長規程の一部改正）
- 2 乗務員等組長規程（平成6年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表駅務区の部名城線南部の項中「18組」を「17組」に改め、

同部桜通線の項中「16組」を「15組」に改める。

(名古屋市交通局会計規程の一部改正)

- 3 名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「東山線運転区長、名城線運転区長、鶴舞線運転区長」を「運転区長」に改める。

第32条の2第1項中「、東山線運転区副長、名城線運転区副長及び鶴舞線運転区副長」を「及び運転区副長」に改める。

平成30年監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年6月13日

名古屋市監査委員	福田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成29年監査公表第 3号関係分（平成29年 5月17日公表）

交通局

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
4(4)	<p>グリストラップの維持管理について</p> <p>鳴尾営業所では、庁舎の排水系統にグリストラップが設置されている。グリストラップは、下水管に大量の油や浮遊性の残飯が入り込むことを防ぐためのもので、阻集器と呼ばれる設備の一つである。</p> <p>阻集器については、上下水道局が定める給排水設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要綱によれば、詰まりはないか、沈殿分離物の除去は適切かを定期的に点検し、正常な状態を保持するように努めることとされている。</p> <p>鳴尾営業所では、食堂での調理業務が廃止されたため排水量が減少し、職員が調理を行った際の汚水がグリストラップ内に長期間滞留するようになり、細菌類が大量発生して排水管が閉塞し、敷地内で汚水が溢れるという状況が繰り返し発生していた。その都度業務委託により洗浄修理を行っていたが、時期によっては1箇月余で再度閉塞することもある状況となっていた。</p> <p>これに対し、自動車施設課では原因を追究し対策するための調査委託を行っており、報告においては、調理業務の廃止によりグリストラップは水質基準上不要となっているため、廃止することが推奨されていた。また、グリストラップを廃止しない場合、継続的に薬剤を投入するか、定期的に清掃する必要があると提案されていた。</p> <p>調査委託の報告を受け、薬剤の投入や職員による清掃を実施したものの、十分な対策とはならず、その後も排水管が閉塞して汚水が溢れ、業者を呼んで洗浄修理を行う状況が生じていた。</p> <p>グリストラップは浮遊性の残飯や油</p>	<p>本件は、鳴尾営業所のグリストラップ内の細菌類滞留に起因するものであり、平成28年 2月の排水管の閉塞に係る調査委託による排水調査結果後、営業所及び業者委託にて点検清掃を行ってきましたが、抜本的な改善が見られないことから、グリストラップの廃止を含めた排水改修工事を行うこととしました。</p> <p>改修工事については、平成29年11月30日に契約し、グリストラップ廃止等の排水改修については、平成30年 2月23日に完了しました。</p> <p>（自動車施設課、鳴尾営業所）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>分を分離する装置であって定期的な残飯等の回収や清掃が不可欠であり、排水管が閉塞し汚水が溢れるまで放置してよいものではない。細菌類の大量発生のほか、汚水の腐敗による悪臭や不衛生な虫等を予防する観点から、排水設備の適切な維持管理に努められたい。</p> <p>また、食堂での調理業務は廃止されグリストラップは不要なものとなり、不要な設備の維持管理のために業務委託の費用や職員の労力が生じていると考えられる。今後も長期にわたり定期的な点検清掃を行う場合と改修工事等の抜本的な対策を講じる場合のトータルコストを比較し、より経済的な方法によって対処されたい。</p> <p>（自動車施設課、鳴尾営業所）</p>		

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

防災危機管理局・財政局

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>災害発生時等における緊急契約について</p> <p>名古屋市契約規則（以下「契約規則」という。）では、災害発生時等の天災地変その他の予期することができない事由により緊急に契約を締結する必要があるときは、契約の相手方から契約の内容の確認に必要な事項を記載した見積書もしくは請書等を契約締結後に提出させなければならないとしている。</p> <p>防災危機管理局では、平成28年 4月に発生した熊本地震への対応として、避難所運営の支援のために24日間職員を派遣しており、派遣職員の移動手段として緊急の必要によりレンタカーを借り上げていた。</p> <p>レンタカーの借上げに関する契約関係書類を調査したところ、給油実績に応じて算定される燃料費等を含んだ精算明細書の金額と、見積書及び請書の金額が一致していることから、見積書及び請書は履行後に提出されたものと考えられるが、日付が契約締結日以前となっていた。</p> <p>見積書等を徴取してから契約を締結することが契約事務の原則であるが、災害発生時等の事由により緊急に契約を締結した場合については、契約規則には例外的な手続きが定められており、契約締結後に見積書等を徴取することとされている。</p> <p>防災危機管理局においては、災害発生時等における緊急契約の手続きについて周知し、適切な見積書もしくは請書等を徴取すべきことはもとより、契約規則に則り、適正な契約事務を行われない。</p> <p style="text-align: right;">（危機対策室）</p>	<p>本件は、災害発生時等における緊急契約について職員の認識・理解不足に起因するものであったことから、当該契約の手続きに関して、契約規則に則り、適正な契約事務を行うよう、平成30年 1月26日に局内において契約に関する研修を開催し、周知徹底を図りました。</p> <p>さらに、職員の個別指導に努めるほか、支出命令書の受理に際し、契約関係書類等の適合性について確認するなど今後も再発防止に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> <p>上記の研修を受けて、室内で再度周知徹底を行いました。今後は、適正な事務処理を図って参ります。</p> <p style="text-align: right;">（危機対策室）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2	<p>災害救助用備蓄物資の購入及び管理事務について</p> <p>契約規則では、契約の適正な履行を確保するため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとしている。また、名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）では、消耗品のうち備蓄用のものについては、受入れ時に現物を関係書類と照合するとともに、消耗品出納簿に登載し、常に良好な状態で使用できるよう確実に保管しなければならないとしている。</p> <p>防災危機管理局では、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、長期保存が可能な食料品、紙おむつ等の災害救助用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を調達し、管理している。</p> <p>備蓄物資の購入及び管理事務について調査したところ、以下の事例が見受けられた。</p> <p>ア 仕様書において、複数回に分割して納品するよう指定しているが、納品日ごとに納品の確認を実施したか把握できないもの</p> <p>イ 消耗品出納簿の受高価格等の記載が誤っているもの</p> <p>備蓄物資の購入及び管理にあたっては、契約規則に基づき確実に納品の検査を実施するとともに、会計規則に基づき消耗品出納簿に正しく登載し、災害時に速やかに使用できるよう紛失や使用期限切れのないよう適切に管理されたい。</p> <p>また、備蓄物資の更新にあたっては、使用期限がある食料品については使用期限の1年前に更新し、払い出したものを地域の防災訓練等において活用することとしているが、訓練の参加者数が想定を下回ったことなどによって発生した配布残について、使用期限が経過したため処分している事例が見受けられた。今後、備蓄物資の品目や数量の計画的な拡充に伴い、品質管理</p>	<p>本件は、室内の購入及び物品管理事務に係る認識・理解不足が原因であったことから、局内の契約研修へ複数の職員で参加し、適正な契約及び物品管理事務について室内周知するとともに、消耗品出納簿の記載について、適切な内容へ修正しました。</p> <p>また、災害救助用備蓄物資の増量後の払い出しについては、これまで以上に範囲を広げて避難訓練や防災教育等の場で活用できるか検討をしています。（地域防災室）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>のために更新し払い出す備蓄物資の量も増大することが見込まれることから、無駄に廃棄することのないよう、防災訓練をはじめ、防災教育での活用やフードバンクへの提供等、関係局区とも連携し、幅広い活用方法を検討されたい。 （地域防災室）</p>		

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

消防局・財政局

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>消防職員宿舎使用料及び駐車場使用料について</p> <p>消防職員宿舎等の管理に関する規程等によれば、消防局は、入居者及び駐車場使用者から月額の使用料及び駐車場使用料（以下「使用料」という。）を徴収し、宿舎の退去や駐車場の使用中止（以下「退去等」という。）が月の中途であった場合には、日割により使用料を算出することとしている。</p> <p>消防職員宿舎退去届、駐車場使用中止届及び使用料に関する調定決裁書について調査したところ、宿舎や駐車場の退去等の予定日が月の中途となっていた事例について、いずれも日割計算としていなかった。</p> <p>消防局に確認したところ、実際の退去等はすべて月末とのことであったが、その記録が残されていない。退去等の日付は使用料の算出根拠となるため、消防局においては、確実に記録を残されたい。（職員課）</p>	<p>本件については、消防職員宿舎等の管理に関する規程（以下「規程」という。）に定める消防職員宿舎退去届及び駐車場使用中止届（以下「届出様式」という。）に、退去等の日付を記載する欄がなかったことが原因であったことから、規程を改正のうえ、届出様式に退去等の日付を記載する欄を設けました。（平成30年 2月15日付消防局訓令第 2号）</p> <p>また、退去等の確認の際には、届出様式に退去等の日付を入居者承諾のもと確実に記録するよう関係職員に対し周知徹底しました。（平成30年 2月15日に実施）（職員課）</p>	措置済
2(1)	<p>り災証明書及び救急搬送証明書の交付事務について</p> <p>消防局では、各消防署において、火災や焼損事故があったことやその状況を証明する「り災証明書」及び救急車で医療機関へ搬送されたことを証明する「救急搬送証明書」の交付事務を行っている。</p> <p>これらの証明書の交付にあたっては、火災調査事務処理要綱及び救急業務実施要綱等（以下「要綱等」という。）において、り災証明書交付申請書及び救急搬送証明書交付申請書（以下「申請書」という。）の收受の際に</p>	<p>り災証明書の交付事務については、り災証明書交付申請書（以下「申請書」という。）に本人確認の経過を記録しなければならないことを明白にする記載欄がなかったことが原因であったことから、火災調査規程を改正し、本人確認が確実に実施され、確認方法が容易に記録されるよう、申請書の様式に本人確認欄を設け、列挙した確認方法から選択し記録できるよう見直しました。（平成29年 9月28日付消防局訓令第 9号）</p> <p>また、消防課長名通知により、改正後における申請書の具体的な記載方法</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>本人確認のために提示を求める書類や、本人確認を実施したことを記録する手続き等について規定している。</p> <p>申請書について調査したところ、申請者の本人確認を実施したことが申請書に記録されていない事例や、要綱等で規定している本人確認のために提示を求める書類以外の書類の照合のみで本人確認済みとしている事例が見受けられた。また、申請書と併せて申請者の運転免許証等の本人確認資料の写しが保管されている事例が見受けられた。</p> <p>り災証明書及び救急搬送証明書の交付にあたっては、名古屋市個人情報保護条例に基づき個人情報を適正に取り扱わなければならないことから、要綱等に則り本人確認が適切かつ確実に実施され、その経過が記録されるよう徹底されたい。一方で、本人確認を実施したことの記録として運転免許証等の写しを保管することは、事務の目的に対して必要以上の個人情報を取得し保管することとなるため、要綱等に則り目視による確認に留められたい。</p> <p>消防局においては、これらの状況が複数の消防署において見受けられたことから、事務の発生頻度も踏まえ、本人確認を確実に実施し、その経過を容易に記録できるような申請書様式への見直し等の対策を講じられたい。</p> <p style="text-align: center;">（消防課、救急課）</p>	<p>を示すほか、目視による本人確認の徹底など、り災証明書交付事務に係る本人確認時の留意事項について周知しました。（平成29年 9月28日付29消消第272号）</p> <p>さらに、警防担当係長会議において、本人確認を適切に実施し、処理経過を確実に記録するとともに、必要以上の個人情報を取得し保管することがないよう徹底しました。（平成29年11月27日に実施） （消防課）</p> <p>救急搬送証明書の交付事務については、マニュアル等の整備が不十分なまま行われており、この状態を改めるため、平成29年3月30日付で救急業務情報提供ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の全面改正を行い、本人確認が、本人であることを証明する書類（以下「本人確認書類」という。）の目視により適切かつ確実に行われるとともに、その経過が申請書に記録されるよう、新たな体制による運用を開始したという経緯があります。</p> <p>今回のご指摘を受けまして、改めて救急搬送証明書交付事務に係る取扱いをガイドライン運用上の重点項目として位置付けたうえで、ガイドラインの定めのほか、具体的な過誤防止対策として、本人確認の実施、本人確認書類の提示及び本人確認書類を複写することがない旨を明示した申請書のひな形を定めました。その上で救急搬送証明書の交付に際しては、申請者に対してひな形を提示し、適切かつ確実に本人確認を行い、確認後は直ちに申請書に本人確認書類名を付して確認済みの旨を記載するよう関係職員に対し救急課長名通達により周知徹底を図りました。（平成29年 7月3日付29消救第65号）</p> <p>また、救急係長会議を開催し、上記通達の内容を周知、再徹底しました。（平成29年 9月26日に実施）</p> <p>さらに、内部監査において事後検証</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		<p>を実施し、救急搬送証明書の交付事務が適正に処理されていることを確認しました。（平成29年 9月29日付29消救第 126号） （救急課）</p>	
2(2)	<p>情報の保護及び管理の方法に関する定めについて</p> <p>名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則では、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務並びに情報の種類、内容、媒体等に応じて、保管場所等を定めなければならないとしており、消防署では各課長が情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）のなかで機密情報が含まれる文書の保管場所や廃棄方法を定めており、この方法によって管理することとしている。なお、消防署の消防第一課及び第二課は、本署及び出張所によって構成されている。</p> <p>瑞穂消防署の消防第一課及び第二課の情報に関する定めについて調査したところ、瑞穂消防署は本署のほかに堀田出張所があるにも関わらず、堀田出張所における機密情報が含まれる廃棄文書の管理方法を定めていなかった。情報に関する定めを改定し、行政文書を適切に管理されたい。</p> <p style="text-align: center;">（瑞穂消防署）</p> <p>なお、本件については調査の後、情報に関する定めが改定され、必要な措置が講じられた。</p>	<p>（監査期間中に措置済み）</p>	措置済

平成 29 年監査公表第 5 号関係分（平成 29 年 9 月 11 日公表）

環境局・区役所・財政局

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>管理台帳の整備について</p> <p>環境局の焼却工場では、ごみの焼却過程で発生する余熱により発電した電気を電気事業者に売払いしている。このうち五条川工場では、支払遅延及び未納が続いたことにより、平成27年度当時契約していた事業者との売払いの契約を解除した。未納となった電気の売払代、支払遅延に伴う延滞金、契約解除に伴う違約金及び損害賠償金等の債権については、契約解除後、当該事業者が破産手続を開始したため、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産管財人に届出が行われている。</p> <p>本市では、債権管理の方法について、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則等（以下「管理条例等」という。）で取扱いを定めている。管理条例等では、債権を適正に管理するために管理台帳を整備して債権の金額や督促状の発付日、履行の延滞に係る損害賠償金その他徴収金に関する事項、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。</p> <p>この債権の管理状況を確認したところ、電気の売払代等については管理台帳が作成されていたものの、延滞金、契約解除に伴う違約金及び損害賠償金については管理台帳の記載・作成がなされていなかった。</p> <p>管理条例等に基づき、管理台帳を適正に整備されたい。（五条川工場）</p> <p>なお、本件については管理台帳が整備され、措置が講じられた。</p>	<p>（監査期間中に措置済み）</p>	<p>措置済</p>

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1)	<p>物品購入事務について</p> <p>物品購入事務について調査したところ、資源化推進室において、納品書が保存されていない事例が 2件見受けられた。そこで、納品の状況について環境局に確認したところ、購入に係る決裁書類上の納品場所が実際と異なっていたことが判明した。また、見積書の日付や支出負担行為日（契約日）、検査・確認日も事実と異なった記載となっており、購入に係る決裁手続が納品後に行われていたとのことであった。このうち 1件については、決裁書類上の購入年度は平成28年度となっていたが、実際の納品は前年度であった。</p> <p>こうしたことから、決裁手続や検査確認に際して、組織としての確認が徹底されていないと推察される状況であった。</p> <p>なお、購入先への調査等により、決裁書類に示された物品が納品された事実は確認できた。（資源化推進室）</p> <p>このほか、他の課公所においても、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 複数回分の物品購入について納品後にまとめて決裁手続を行っているもの （環境活動推進課、地域環境対策課）</p> <p>イ 日付のない納品書を徴取しているもの （環境活動推進課、作業課、東環境事業所、北環境事業所、中川環境事業所、緑環境事業所、港環境事業所（港作業場）、大江破碎工場、五条川工場）</p> <p>ウ 納品書の納品確認印が 1つしかないもの （大江破碎工場、五条川工場）</p> <p>平成27年 9月10日に公表された環境局の定期監査において物品購入の際の</p>	<p>物品購入に関する事務処理誤りについては、組織としてのチェックが徹底されていないことが一因だと認識しています。</p> <p>そのため、総務課が新たに作成した物品購入事務についてのチェックリストを活用し、納品された現物を複数の職員で確認し、その場で納品書の記載事項と突合することを徹底するとともに、支出命令書の決裁時においても、購入伺いの決裁や納品書を必ず添付するようにし、複数の職員で、見積書や納品書に不備や記載漏れがないか、それぞれの書類間で日付の整合性が取れているかなどをいま一度チェックするようにしています。（資源化推進室）</p> <p>ア 複数回分の物品購入の決裁手続をまとめていたことについては、正しい決裁手続についての認識が不足していたことが原因であることから、購入手続前に個別に決裁手続を行うよう所属職員に平成29年 5月29日、8月24日の朝礼にて周知徹底するとともに、課長級・係長級職員も総務課が作成した物品購入事務についてのチェックリストをもとに事務手続に不備がないか確認するようにしています。（環境活動推進課、地域環境対策課）</p> <p>イ 日付のない納品書の徴取については、納品書の記載事項について組織としての確認が徹底されていないことから、納品書の徴取後すぐに、複数の職員で日付などの記載漏れがないか確認するとともに、支出命令書の決裁時に納品書を必ず添付するようにし、再度複数の職員で記載事項の確認を行うようにしています。 （環境活動推進課、作業課、東環境事業所、北環境事業所、中川環境事業所、緑環境事業所、港環境事業所（港作業場）、</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>支出事務について指摘したところであるが、今回も購入に係る決裁手続や検査確認等が適正に行われていない事例が見受けられた。とりわけ、前年度に納品された物品について、その翌年度のものとして購入の決裁及び支出手続を行うことは、会計年度独立の原則について定めた地方自治法の規定に反するものである。</p> <p>物品購入事務について、購入に係る決裁手続を行ってから契約をするという当然の事務処理を行うことはもとより、決裁手続や検査確認にあたり、組織としてのチェックを徹底されたい。</p>	<p>大江破碎工場、五条川工場)</p> <p>ウ 納品書の納品確認印が 1つしかなかったことについては、複数職員による納品確認後、納品書への押印が後回しとなり、押し忘れたまま放置されたことが原因であったことから、支出命令書の決裁時に納品書を必ず添付し、複数の職員で納品確認の押印漏れがないかを確認するようにしています。</p> <p>(大江破碎工場、五条川工場)</p>	
3(1)	<p>作業環境対策が必要な工事の契約事務について</p> <p>環境局では、焼却工場で作業に従事する職員、受託者等のダイオキシン類へのばく露防止を推進することを目的として、名古屋市環境局ダイオキシン類ばく露防止推進計画（以下「ばく露防止推進計画」という）を策定している。</p> <p>ばく露防止推進計画では、焼却炉、集じん機の設備の保守点検等、ダイオキシン類ばく露防止対策が必要な作業を他に委託等する場合には、ダイオキシン類ばく露防止に関する必要事項を仕様書に記載するなどにより、受託者等に周知徹底を図ることとしており、具体的には、環境局で定めた「ダイオキシン類ばく露作業に際しての注意事項について」（以下「注意事項」という。）を仕様書に添付し、受託者等に通知している。</p> <p>契約関係書類を調査したところ、南陽工場の設備の補修工事において、ダイオキシン類ばく露防止対策が必要な作業であるにもかかわらず、注意事項が仕様書に添付されていない事例が複数見受けられた。</p> <p>環境行政を所管する環境局にあっては、注意事項を仕様書に添付して受託者等へ周知し、ダイオキシン類ばく露</p>	<p>環境局で定めた「ダイオキシン類ばく露作業に際しての注意事項について」が仕様書に添付されていなかったことについては、当該注意事項が環境局の工事共通仕様書とは別の資料となっていたことが添付忘れの一因であったことから、工事共通仕様書に注意事項の内容を記載するとともに、該当する受託者等に注意事項について確実に伝えるよう改善しました。（平成29年12月 1日実施）</p> <p>(南陽工場)</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	防止の推進を徹底されたい。 （南陽工場）		
3(2)	<p>より競争性の高い方法での契約について</p> <p>地方自治体が締結する契約は競争入札によることが原則であるが、予定価格が少額などの場合は随意契約によることができる。その際、名古屋市契約規則により、予定価格が30万円を超えるときは原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされている。</p> <p>環境局の各焼却工場における薬品の調達事務について調査したところ、同種の薬品について、五条川工場では毎回30万円以下の金額で、同一の業者のみから見積書を徴取した上で契約していたが、南陽工場及び猪子石工場においては3か月又は半年ごとに契約をまとめ、予定価格が30万円を超えるものとして、複数の業者から見積書を徴取して契約していた。</p> <p>五条川工場においては、薬品の予定使用量の変動や保管場所の制約等も勘案しつつ、他の焼却工場の事例を参考に、より競争性の高い方法で契約を行われたい。 （五条川工場）</p>	<p>一部の薬品の調達事務において毎回30万円以下の金額で同一の業者のみから見積書を徴取した上で契約していたことについては、従前の契約方法を踏襲しており、他工場の契約方法を把握していなかったことが原因でした。そこで、他工場の契約方法について確認した上で、平成29年10月以降は半年ごとに契約をまとめ、予定価格が30万円を超えるものとして、複数の業者から見積書を徴取して契約するように改善しました。 （五条川工場）</p>	措置済
4(1)	<p>公用車の自動車検査証の記載事項変更について</p> <p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定によれば、有効な自動車検査証の交付を受けることは、自動車の運行の要件とされている。この自動車検査証の記載事項の一つに、使用の本拠の位置が定められている。使用の本拠とは、自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検、整備等自動車の使用を管理する場所であるとされている。</p> <p>そして、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があっ</p>	<p>自動車検査証の記載誤りについては、正しい記載内容に変更手続を行いました。（平成29年7月28日完了）</p> <p>また、本件は、公所間で保有車両を保管転換した際に自動車検査証の記載事項の変更を失念していたことが原因であったことから、変更手続に係るマニュアルを作成し、担当者の常用ファイルに添付し担当者がいつでも確認できるようにすることにより、手続漏れがなくなるよう改善しました。 （作業課、処分場（愛岐処分場）、五条川工場）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>た場合、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。</p> <p>愛岐処分場、五条川工場において公用車の管理状況を確認したところ、連絡車等として使用されている3台の車両について、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置と管理場所が異なっていた。</p> <p>関係法令等の遵守と適正な財産管理の観点から、道路運送車両法に基づいて記載事項の変更手続を行われたい。</p> <p>（作業課、処分場（愛岐処分場）、五条川工場）</p>		
4(2)	<p>営業用乗用自動車乗車券の管理について</p> <p>南陽工場では、環境局施設部南陽工場における営業用乗用自動車の利用基準（以下「利用基準」という。）で営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用に関し必要な事項を定め、地下鉄築地口駅と南陽工場の区間において職員が乗り合わせ、通勤にタクシーを利用することができることとされている。利用基準によれば、配車担当者がタクシー利用簿により工場長から許可を受けること、工場長は許可後にタクシー乗車券を交付すること、工場長及び交付を受けた職員は、タクシー乗車券を厳重な管理のもとに保管すべきことが定められている。</p> <p>南陽工場においてタクシー乗車券の取扱いについて確認したところ、利用基準に定められた様式のタクシー利用簿は作成されておらず、工場長の決裁を受けていなかった。さらに、出勤時のタクシー乗車券は工場到着後、乗車してきた職員のいずれかが職員玄関内の指定場所から持ち出して、運転手に渡しているとのことであった。玄関は中央管制室でカメラによって監視されているとはいえ、誰もが容易に取り出せる場所に保管されており、利用基準</p>	<p>利用基準に定められた様式のタクシー利用簿が作成されておらず、工場長の決裁を受けていなかったことについては、タクシー利用簿の記載事項に利用時間帯の記入欄がないなど不足があり、使いづらいものであったことから、代わりに他の任意様式に利用実績を記録していたことが一因でした。よって利用基準を改正し、タクシー利用簿の記載事項を変更することにより、確実に利用簿を作成し、工場長の決裁を受けるようにしました。（平成29年8月1日実施）</p> <p>また、タクシー乗車券の保管方法については、交付を受けた職員が厳重な管理ができるよう鍵付の場所に保管するようにしました。（南陽工場）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>の求めるような、交付を受けた職員が管理しているとは言い難い状況であった。</p> <p>現状では、乗車券の出納保管状況を十分に把握できず、紛失等につながるリスクが高い。南陽工場においては、出納保管状況が明らかになるよう、タクシー乗車券の適正な管理を徹底されたい。 (南陽工場)</p>		
5	<p>起案文書の標題について</p> <p>本市では、名古屋市情報あんしん条例に基づき、市の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するときには適切な保護対策を講じなければならず、名古屋市情報あんしん条例施行規程等において、起案文書の標題には個人情報等の機密情報を含んではならないとされている。</p> <p>起案文書を確認したところ、公害保健課において、公害健康被害に対する補償の給付に係る起案文書の標題に公害認定患者の個人情報（氏名）を記載している事例が見受けられた。</p> <p>起案文書を作成する際は、標題に機密情報を含まないようにされたい。 (公害保健課)</p>	<p>起案文書の標題において個人情報を記載していたことについては、平成29年6月30日までに該当する情報を削除しました。また、機密情報の取扱いについての職員の認識不足が原因であったことから、注意喚起文を作成し担当者の常用ファイルに添付し担当者がいつでも確認できるようにすることにより、再発防止に努めています。 (公害保健課)</p>	措置済

平成29年監査公表第 3号関係分（平成29年 5月17日公表）

健康福祉局・区役所・財政局

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2	<p>補助金の交付により造成した基金について</p> <p>本市では、名古屋歯科保健医療センター（以下「センター」という。）で実施されている障害者歯科診療事業の安定的な運営を図るため、センターを運営する法人（以下「運営法人」という。）に対し、名古屋歯科保健医療センター障害者歯科診療事業補助金交付要綱（以下「障害者歯科診療事業要綱」という。）に基づき補助金を交付している。</p> <p>障害者歯科診療事業要綱によると、補助金の対象となる経費は、センターの運営に関して必要と認められる人件費、運営費（物件費）であるが、補助金の交付によって収入が支出を上回った場合に生じる収支差額は、その 3分の 2を施設設備整備基金に、残り 3分の 1を運営安定化基金に積み立て、センターが管理することとされている。</p> <p>障害者歯科診療事業要綱において、施設設備整備基金の目的は、センターにおける備品等の購入、修繕等で臨時的・緊急的に対応する必要が生じた場合又はセンター施設に改修工事等の必要が生じた場合に備えるため、運営安定化基金の目的は、収支に支障が生じた場合に当該年度のセンターの運営の安定を図るため、とそれぞれ規定されている。</p> <p>当該補助金を所管する医療福祉課に各基金の状況を確認したところ、運営法人から、年度末時点の基金現在高の報告は受けているが、運用状況や収支の内訳についての具体的な報告を求めているため、詳細については把握していないとのことであった。</p> <p>本来、地方自治法の規定により、地</p>	<p>補助金の交付により造成した基金については、年度末時点の基金現在高の報告は受けているが、運用状況や収支の内訳についての具体的な報告を求めていることから、センターが安全性・流動性に特に配慮して基金を運用し、適切に活用していることを確認するため、補助事業に関する実績報告の際に、通帳の残高証明及び財務諸表等の資料を提出させ、基金の運用状況や収支内訳について具体的かつ客観的に確認できるよう、平成29年10月 6日付けで障害者歯科診療事業要綱を改正しました。</p> <p>併せて、基金の最終的な帰属について定められておらず、その取扱いが不明となっていたことから、センターの運営を廃止するときは、基金の全部に相当する額を本市へ返還するよう障害者歯科診療事業要綱に規定し、基金の最終的な帰属が本市にあることを明文化しました。（医療福祉課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって支弁しなければならない（会計年度独立の原則）とされている。しかしながら、障害者歯科診療事業要綱では、各事業年度の収支差額を原資に基金を造成し、後年度の支出に備えるよう定めており、こうした補助金の交付方法は、法の趣旨からすると、例外的な扱いであると言わざるを得ない。一方で、障害者歯科診療事業の専門性、公益性等を背景として、基金がセンターの安定的な運営を目的として設置されていることを考慮すると、一概に基金の意義を否定することはできないと思われる。</p> <p>したがって、センターが安全性・流動性に特に配慮して基金を運用し、適切に活用していることを確認することが重要である。医療福祉課にあつては、基金の運用状況や収支内訳について、具体的かつ客観的に確認できる報告書類等の提出を求めるよう、障害者歯科診療事業要綱を改正されたい。</p> <p>また、現状では、基金の最終的な帰属について定められておらず、その取扱いが不明となっていることから、障害者歯科診療事業要綱において規定するなど、明文化することを検討されたい。 （医療福祉課）</p>		
4	<p>営業用乗用自動車乗車券の管理について</p> <p>健康福祉局における営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用に関する取扱いについては、健康福祉局営業用乗用自動車利用要綱（以下「利用要綱」という。）に規定されている。利用要綱によると、タクシーの利用者は、利用の都度、タクシー利用簿（以下「利用簿」という。）を用いて、事業主管課長へ乗車券の交付申請をし、用務終了後、利用簿に必要事項を記入のうえ、事業主管課長に利用報告をすることなどが定められている。</p>	<p>イ 本件は、多数の乗車券利用があることから、事務を効率化するために様式を変更したことが原因でした。</p> <p>適切な管理のため、乗車券の利用簿を改めるとともに、補助簿を設け講師ごとの乗車券の受け渡しを把握するようにしました。補助簿には、乗車券番号ごとに利用日・経路・利用者名をあらかじめ記入したうえで、講師に押印を求めることとし、紛失リスクの軽減に努めてまいります。 （中央看護専門学校）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>なお、交付を受けた乗車券を使用しなかった場合は、すみやかに事業主管課長に返納しなければならないこととされている。</p> <p>イ 中央看護専門学校及び植田寮における取扱い</p> <p>中央看護専門学校及び植田寮におけるタクシー乗車券の取扱いを確認したところ、利用要綱に定められた利用簿の様式とは異なる、記載項目を満たしていない様式を用いて乗車券を管理していた。なお、中央看護専門学校では、他局職員を講師として招く際にタクシー乗車券を利用させており、講師として来校する回数に応じて、その回数分の乗車券をまとめて先渡しし、乗車券が未使用となった場合には原則として最後の講義の際に回収を行っているとのことであった。そのため、乗車券の交付から回収まで、講師である他局職員が数か月にわたって乗車券を保管している事例が散見された。</p> <p>中央看護専門学校及び植田寮にあつては、利用要綱に定められた利用簿を用いられたい。あわせて、中央看護専門学校にあつては、他局職員に乗車券を利用させる際、現在の手法では、他局職員に長期間にわたって乗車券の保管・管理を委ねることになり、紛失等につながるリスクが高まると考えられることから、乗車券の交付のあり方を今一度検討されたい。</p> <p>（中央看護専門学校、植田寮）</p>		
5(1)	<p>医療事故及びインシデントの公表について</p> <p>厚生院では、医療事故及びインシデント（注）について、名古屋市立病院及び名古屋市厚生院医療事故等公表基準（以下「公表基準」という。）及び同運用指針の規定により公表してお</p>	<p>本件は、公表事務を担当すべき職員の事務に対する認識不足が原因でした。</p> <p>ご指摘をお受けして以降、平成28、29年度分の統計的資料の公表につきましては、原則として各月ごとに行っており、現在平成29年12月期までの公表</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>り、統計的に公表する事項（以下「統計資料」という。）については、毎月1回ホームページ等で公表することとしている。</p> <p>しかしながら、実地検査を行った平成28年11月時点において、平成27年4月以降の統計資料の公表がなされていなかった。また、実地検査終了後の平成28年12月に、平成27年度分の統計資料が一括公表されたものの、年度の総計件数の集計が誤っている箇所が見受けられた。</p> <p>公表がされていないことにより、厚生院附属病院では医療事故やインシデントは発生していないと市民等が誤解する恐れがある。また、長期間にわたりこのような状況が継続していたことから、内部統制が機能していなかったといえる。公表基準及び運用指針に基づき、すみやかに統計資料を公表するよう留意し、再発防止に努められたい。また、公表する統計資料については、その内容に正確を期すよう留意されたい。（厚生院）</p> <p>（注）公表基準におけるインシデントの定義は以下のとおりである。 インシデント：日常の医療現場で、「ヒヤリ」としたり、「ハット」した経験など、結果的に医療事故やトラブルには至らなかったニアミスなどをいうものとする。</p>	<p>を完了しております。</p> <p>公表数値に関しましては、事前の決裁等での確認を十分に行い、正確を期すこととしております。（厚生院）</p>	
5(2)	<p>結核に係る管理検診について</p> <p>結核患者の管理は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき保健所で実施しており、具体的な手続きについては、保健医療課の作成した結核事務の手引き（以下「手引き」という。）に規定されている。手引きでは、医療放置者及び結核回復者について管理検診の対象とし台帳（以下「管理検診台帳」という。）を作り管理すること、概ね6か月ごとに検査を実施し病状を把握することと定めてい</p>	<p>本件は、台帳管理者を明確に定めていなかったことが原因で管理検診台帳への登載漏れが生じました。</p> <p>しかしながら、指摘された事例は管理検診台帳への登載漏れはありましたが、適切な時期に働きかけを行っていました。台帳管理方法は指摘後速やかに改善し、現在は、各保健所において台帳管理者を定め、ダブルチェックをすること等で登載漏れのないよう工夫し、管理徹底をしています。</p> <p>また、保健所管理職員向け会議や結核事務担当者会議にて全保健所の担当</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>る。</p> <p>管理検診の実施状況を確認したところ、中、熱田及び港保健所において、過去に予定していた検診が未受診となった者について、本来は検診の対象者となるにも関わらず、その後の検診予定を管理検診台帳に登載していなかった事例が見受けられた。</p> <p>また、管理検診の実施状況については、各区の保健所の実績を保健医療課が取りまとめ、名古屋市健康福祉年報において一般に公表している。その内容を確認したところ、保健医療課は一部の対象者について検査内容を把握しておらず、実際にはレントゲン検査を実施していない事例も含まれていたにも関わらず、全ての管理検診受診者についてレントゲン検査を実施しているとの誤った内容で公表していた。</p> <p>中、熱田及び港保健所にあっては、検診の対象者が勧奨の対象から外れることのないよう、未受診者の状況を適時確認し、手引きに従い管理検診台帳を漏れなく整備されたい。</p> <p>保健医療課にあっては、誤った内容で公表している統計資料について正しい内容に修正されたい。また、今回の事例に限らず、他の統計資料についても、今一度その内容を確認し、正確な情報を発信するよう留意されたい。</p> <p>（保健医療課、中、熱田、港保健所）</p>	<p>者に対し、今回の指摘事項及び管理検診台帳の管理の徹底について周知をしました。</p> <p>名古屋市健康福祉年報における平成28年度からの公表につきましては、誤解が生じないよう公表内容を変更しました。</p> <p>併せて、過去の公表内容につきましては、公式ウェブサイトを通じて正しい情報を発信しました。</p> <p>他の統計資料についても、再度内容を確認し、正しい情報であることを確認しました。</p> <p>（保健医療課、中、熱田、港保健所）</p>	

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

住宅都市局・財政局

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>名古屋市住宅新築資金等貸付金に係る債権管理について</p> <p>本市では、債権の管理について、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則等（以下「管理条例等」という。）で取扱いを定めている。管理条例等では、債権を適正に管理するために管理台帳を整備して債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。</p> <p>住宅企画課では、名古屋市住宅新築資金等貸付要綱等に基づき、住宅新築資金等の貸付けを、昭和51年度から平成 7年度までの間実施しており、現在は、償還が完了していない債権の管理を行っている。</p> <p>この事務について確認したところ、財務会計システムで管理されている未収金総額が、管理台帳で管理している債権総額よりも多くなっており、財務会計システムと管理台帳の内容が一致しない状況となっていたことから、原因を調査した上で正しく修正されたい。</p> <p>また、管理台帳等を確認したところ、管理台帳に督促状の発付日及び債務者との交渉の経過が記載されていない事例が見受けられた。</p> <p>当該債権については、長期に渡って債権が適切に管理されていない現状を鑑みると、債権管理の認識が不十分であったと言わざるを得ない。債務者ごとに今後の対応方針を定め、管理条例等に従った適正な債権管理を徹底されたい。（住宅企画課）</p>	<p>財務会計システムと管理台帳の内容の不一致については、財務会計システムに誤って登録された金額（77,257円）を適切に修正しなかったことが原因であったことから、平成29年 9月29日に財務会計システムに登録された金額を正しい金額に修正しました。</p> <p>管理台帳に督促状の発付日及び債務者との交渉経過が記載されていなかったことについては、管理台帳に記載した後の確認が十分でなかったことが原因であるため、監査期間中に是正する（平成29年 6月12日）とともに、管理台帳への記載後には複数名で確認することとしました。</p> <p>今後の対応方針については、債権管理条例に基づき、債務者ごとに定め、引き続き適切な履行管理に努めるとともに、将来にわたり回収が望めない債権で、消滅時効に係る時効期間が満了している債権については、債権放棄を行うこととしました。（住宅企画課）</p>	措置済
2	<p>金入設計書の封印について</p>	平成29年 7月19日付総務課長名通知	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>名古屋市契約事務手続要綱（以下「契約事務手続要綱」という。）では、工事又は製造の請負等の施行決定に係る起案文書に添付する金入設計書について、決裁終了後に封筒に入れて名古屋市封（以下「市封」という。）を封筒のとじしろのとじ目に貼付し、市封の上縁及び下縁の2箇所に割印しなければならないこととされている。</p> <p>また、封印された金入設計書の封筒を開封する必要がある場合は、封筒のとじ目に沿って市封を切り離し、その後開封した者が、切り離された市封に重ならないように別の市封を貼付し、再度封印をしなければならないこととされている。</p> <p>この事務について確認したところ、市街地整備課及び名港開発振興課において、封印された金入設計書の封筒を開封した後に再度封印していない事例が見受けられた。</p> <p>設計単価が外部に漏えいすると、予定価格が容易に推定されるおそれがあるので、金入設計書を常に封印し安易に閲覧できぬようにしておくことは肝要である。契約事務手続要綱に従い、金入設計書を適切に管理されたい。</p> <p>また、平成27年9月10日に公表された住宅都市局の監査の中で、他課にて同様の事例が見受けられ、監査事務局より注意したところである。総務課にあっては、同様の誤りが再び発生することのないよう、金入設計書の取扱いについて局内で周知を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務課、市街地整備課、名港開発振興課）</p>	<p>「金入設計書の封印について」にて、決裁終了後に金入設計書を封書・封印しなければならないこと及び封印された金入設計書の封筒を開封する必要がある場合は再度封印をしなければならない旨を通知するとともに、本件は既に注意を受けている事項であることから、所属長に対し所属職員に本件を再度指導するよう周知しました。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> <p>本件は、次年度の予算要求に向けた費用の精査を行う中で、実績を確認するため金入設計書を開封し、その後封印を怠ってしまったため、開封状態となっていたものです。</p> <p>指摘のあった金入設計書についてはただちに封印を行い、平成29年7月19日付総務課長名通知「金入設計書の封印について」を課内で供覧することにより金入設計書の取扱いについて周知徹底するとともに、平成29年7月31日の朝礼において、課長より注意喚起を行いました。</p> <p>また、その後の委託契約等の決裁の機会をとらえて、課長より担当者に対し再度注意喚起を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p> <p>当該金入設計書を直ちに封印するとともに、当課で保管している金入設計書を点検しました。</p> <p>また、本件は平成27年にも当局が同様の指摘を受けているにもかかわらず発生したものであることから、その取扱いについて課内の職員に広く周知し、個々の知識の再確認を促す必要があると考え、係会で金入設計書の取扱方法等を再度点検し、今後の再発防止を図りました。（名港開発振興課）</p>	
3(1)	<p>行政財産の目的外使用許可について</p> <p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可す</p>	<p>申請書と添付図面の面積が一致していないことについては、添付図面の確認が不十分であったことが原因である</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>ることが可能であるとされており、名古屋市公有財産規則の規定により、行政財産の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならないとされている。</p> <p>住宅管理課では、行政財産である市営住宅及びその敷地等の管理を所管しており、これらの使用を申請する者に対し、申請書に配置図及び詳細資料（以下「添付図面」という。）を添付するよう求めている。</p> <p>この事務について確認したところ、添付図面からは使用許可を受ける部分が不明確であるにもかかわらず使用を許可している事例や、添付図面から算出される面積と申請書に記載された面積が異なっている事例が見受けられた。</p> <p>申請書と添付図面の内容が一致しないにも関わらず、申請者に確認することなく、使用を許可していた現状を鑑みると、行政財産の使用許可に係る審査が不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>行政財産の使用許可にあたっては、添付図面も含めて申請内容を厳正に審査されたい。</p> <p>また、これらの事例については、正しい面積で使用許可がなされているか確認できないことから、使用実態について再度調査されたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅管理課）</p>	<p>ことから、指摘を受けた件について申請書及び添付図面に基づき職員による再調査を行いました。</p> <p>その結果、使用面積については申請書の内容と相違はないことが確認できましたが、添付図面については一部使用実態と異なっていることなどが明らかになったため、申請者に対して添付図面の修正・再提出を依頼し、修正した申請書を受領しました。</p> <p>今後、行政財産の使用許可にあたっては、添付図面のより厳正な審査に努めてまいります。（住宅管理課）</p>	
3(2)	<p>売払いを目的とする印刷物の管理について</p> <p>名古屋市会計規則、「金券類等出納簿の取扱いについて」（昭和61年4月1日収入役名通知）及び物品会計事務の手引（以下「会計規則等」という。）によれば、印刷物で売払いを目的とするもの（以下「売払いを目的とする印刷物」という。）は金券類等出</p>	<p>本件は、売払いを目的とする印刷物の管理について、会計規則等への理解不足が原因でした。</p> <p>今回の指摘を受けて、金券類等出納簿の記載内容を正しい数量に訂正しました。</p> <p>また、関係規則等に係る知識の継承に漏れないように、当該出納簿の表紙裏面に関連規則等を貼り付け、担当</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>納簿に登載して管理することとされており、その販売を市民情報センターや外部の業者等に委託する場合は、販売委託先から販売数の報告を受けた日において金券類等出納簿に登載し確認印の押印を行うこととされている。</p> <p>売払いを目的とする印刷物の管理状況について確認したところ、名港開発振興課及びリニア関連・名駅周辺開発推進課において、販売委託先へ委託した時点で金券類等出納簿に登載し確認印の押印を行っていた事例が見受けられた。</p> <p>売払いを目的とする印刷物について、会計規則等に従い適正に管理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">（名港開発振興課、 リニア関連・名駅周辺開発推進課）</p>	<p>者がいつでも確認できるようにし、今後の再発防止を図りました。</p> <p style="text-align: center;">（名港開発振興課）</p> <p>本件は、売払いを目的とする印刷物の管理について、会計規則等への理解不足が原因でした。</p> <p>売払いを目的とする印刷物の管理については、ただちに、販売数の報告を受けた日において金券類等出納簿への記帳及び確認印の押印を行うよう改めました。</p> <p>また、会計規則等に係る知識の継承に漏れないように、当該出納簿の表紙裏面に会計規則等を貼り付け、担当者がいつでも確認できるようにし、今後の再発防止を図りました。</p> <p style="text-align: center;">（リニア関連・名駅周辺開発推進課）</p>	
3(3)	<p>事業施行者管理道路の一時使用の承認について</p> <p>本市では、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、事業施行者として土地区画整理事業を施行し、現地に大曾根北・筒井都市整備事務所を始め3箇所の事務所を設置している。</p> <p>事業施行者管理道路は、土地区画整理事業に支障が生じない範囲において特に必要があると認める業務の用に供する際には、一時的に使用させることができることとされており、事業施行者は、事業施行者管理道路を一時的に使用しようとする者（以下「一時使用申請者」という。）から申請を受け、申請内容が基準に適合すると認められたものについて、一時使用を承認している。</p> <p>また、承認の条件として、一時使用申請者は工事が完了したときは、ただちに工事完了届及び必要な図書（以下「完了届等」という。）を事業施行者に提出し、指定する職員の検査を受けることとされている。</p>	<p>道路一時使用に係る工事の状況については、職員が日常の現場パトロールを行う中で、工事現場が交通に支障の無いよう復旧されていることを確認していましたが、所定の事務処理要綱に沿った手続きが十分に行われておりませんでした。</p> <p>事務所内で手続きの再確認を行い職員の意識を高め、申請者に対し完了後ただちに工事完了届等を提出するよう適宜指導を図っております。</p> <p>また、事務手続きの進捗状況について定期的に確認を行い、未提出案件については催促を行うなど、事業施行者管理道路の適切な管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">（大曾根北・筒井都市整備事務所）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>この事務について、関係書類を抽出し確認したところ、大曽根北・筒井都市整備事務所において、申請があった工事期間が終了しているにも関わらず、承認の条件に反し完了届等の提出がされていない事例が見受けられた。また、これらの事例では、一時使用申請者に対し工事の進捗状況の確認や完了届等の提出を求めておらず、職員による検査も行われていなかった。</p> <p>こうした状況を鑑みると、事業実施者による事業実施者管理道路の管理が十分に行われているとは言い難いことから、一時使用承認をした事業実施者管理道路について適切に管理されたい。</p> <p>（大曽根北・筒井都市整備事務所）</p>		
4(1)	<p>起案文書の標題について</p> <p>本市では、名古屋市情報あんしん条例に基づき、市の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するときには適切な保護対策を講じなければならず、名古屋市情報あんしん条例施行規程等において、起案文書の標題には個人情報等の機密情報を含んではならないとされている。</p> <p>起案文書を確認したところ、都市景観室において、屋外広告業登録等に係る起案文書の標題に申請者の氏名を記載している事例が見受けられた。</p> <p>起案文書を作成する際は、標題に機密情報を含まないようにされたい。</p> <p>（都市景観室）</p>	<p>平成29年 6月 5日付で、起案文書の標題から機密情報を削除しました。これまで名古屋市情報あんしん条例等に基づく情報保護対策について周知徹底が不十分であったため、指摘を受けた直後、室の朝礼で室長より周知徹底をしました。</p> <p>さらに同年 8月29日には、「起案文書の標題について」（総務課長名通知）にて、起案文書の標題に機密情報を含んではならない旨の注意喚起があり、室内でも通知文を供覧し、再度注意喚起及び周知徹底をしました。</p> <p>（都市景観室）</p>	措置済
4(2)	<p>補償事務における交渉の記録について</p> <p>本市が施行する土地区画整理事業における建物の移転等に伴う損失補償事務については、名古屋市住宅都市局補償事務取扱要綱（以下「補償事務取扱要綱」という。）において取扱いが定められており、移転等の補償に関する関係者との交渉を行った場合は、その</p>	<p>本件は、移転等の補償に関する関係者と同様のやり取りを繰り返していたケースにおいて交渉記録が省略可能であると思いをしていたことが原因であったことから、平成29年 9月 6日の係会議において補償事務取扱要綱の趣旨を改めて説明し、交渉内容をその都度記録するよう、周知徹底を行いました。</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>つど交渉記録簿に交渉内容を記録し、交渉の進捗状況を明らかにしておくこととされている。</p> <p>また、職員の給与に関する条例では、職員が都市整備事業等の企画及び施行のため必要とする現地での折衝等を行った場合は、特殊勤務手当を支給することができる旨が定められている。</p> <p>これらの事務について、補償案件を抽出し確認したところ、移転等の補償に関する関係者との交渉を行ったとし、職員に対し特殊勤務手当を支給しているにも関わらず、交渉記録簿に交渉内容を記録していない事例が見受けられた。</p> <p>移転等の補償に関する関係者との交渉は長期間に渡ることもあり、その経過を記録しておくことは重要である。補償事務取扱要綱に従い、交渉内容を適正に記録されたい。</p> <p>なお、特殊勤務手当の支給要件ではないものの、業務のつど必ず作成されることとなる記録が欠落している現状では、特殊勤務手当支給の妥当性についても疑念を抱かれかねないため、事務執行にあつては留意されたい。</p> <p>（大曽根北・筒井都市整備事務所、ささしまライブ24総合整備事務所）</p>	<p>した。</p> <p>また、特殊勤務記録簿と交渉記録簿の突合せを毎月行い、交渉記録の作成を確認しています。</p> <p>（大曽根北・筒井都市整備事務所）</p> <p>本件は、補償事務取扱要綱に対する理解不足が原因であったことから、指摘後直ちに担当係内において補償事務取扱要綱の内容を確認し、交渉内容をその都度記録するよう周知徹底しました。</p> <p>また、特殊勤務記録簿と交渉記録簿の突合せを行い、交渉記録の作成を確認することとしました。</p> <p>（ささしまライブ24総合整備事務所）</p>	

平成28年監査公表第 5号関係分（平成28年 9月 9日公表）

区役所（中村区、昭和区、熱田区及び港区）

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(2)	<p>使用見込みの低い金券類について 金券類の管理状況を確認したところ、職員が出張する際に使用するバス全線一日乗車券が港区民生子ども課において33枚、港区福祉課において36枚保管されていた。今後の使用見込み等について確認したところ、それぞれ平成24年 1月、平成24年 6月より使用されておらず、今後も使用する可能性は低いとのことであった。</p> <p>港区民生子ども課及び港区福祉課にあつては、改めて業務に必要な保有高を検証したうえで、過大に保管している場合は保管転換を行うなど活用を検討し、適正な保有高とされたい。</p> <p>（港区民生子ども課、港区福祉課）</p>	<p>使用見込みの低い金券類については、民生子ども課及び福祉課それぞれの所属職員に引き続き周知し、平成29年 9月から平成30年 2月末までの間に、民生子ども課で3枚、福祉課で11枚の使用がありました。また、福祉課から南陽支所区民生活課へ10枚保管転換を行いました。（平成30年 2月末現在保有高は、民生子ども課10枚、福祉課 8枚）</p> <p>（港区民生子ども課、港区福祉課）</p>	措置済

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

区役所（東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区及び天白区）

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>前渡金出納簿の作成及び登載について 名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）によると、前渡金受領者は前渡金出納簿に出納の都度登載すること、予算主管課長は毎月 1回以上前渡金出納簿等を査閲し現在金との符合を確認すること等とされている。</p> <p>前渡金出納簿を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>(1) 前渡金出納簿の総括表が作成されておらず、予算主管課の長による査閲が実施されていなかったもの （東区企画経理室・保険年金課、中川区企画経理室・福祉課）</p> <p>(2) 予算主管課長の査閲が実施されていなかったもの（名東区企画経理室）</p> <p>(3) 前渡金出納簿の支払日の記載が、実際の支払日で整理されていなかったもの （中川区地域力推進室、天白区民生子ども課）</p> <p>各区役所にあつては、会計規則に基づき、前渡金出納簿に係る事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>(1) 本件は、担当者が前渡金出納簿の総括表を作成することについて認識が不足していたことが原因であり、6月中旬に総括表を作成し、予算主管課長による査閲を実施しました。</p> <p>現在は、翌月初めまでに確実に総括表を作成することとしました。 （東区企画経理室・保険年金課）</p> <p>本件は、担当者が前渡金出納簿の総括表を作成することについて認識が不足していたことが原因であり、ただちに総括表を作成し、予算主管課長による査閲を実施しました。 （中川区企画経理室・福祉課）</p> <p>(2) 本件は、企画経理室における前渡金出納簿の総括表の確認が不十分であったことが原因であり、指摘を受けた後直ちに査閲を実施しました。 （名東区企画経理室）</p> <p>(3) 本件は、前渡金出納簿の記載誤りによるもので、前渡金出納簿をただちに修正し、正しい登載方法を職員に周知しました。 （中川区地域力推進室）</p> <p>本件は、関係書類の確認が徹底されていなかったことが原因であったことから、前渡金出納簿を作成する際、通帳入金日の確認、および領収書の領収日を確認し、登載するにしました。</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		<p>また、月毎の民生子ども課長の査閲時に確認を行うことで、今後の再発防止を図りました。 （天白区民生子ども課）</p>	
2(1)	<p>金券類等の管理について 会計規則によると、金券類等出納簿の記載は原因発生の都度確実な証拠書類に基づいて行うこと等とされている。 金券類等の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 現金書留用封筒49枚が金券類等出納簿に記載されていないもの （東区民生子ども課） イ 切手の出納にあたって、実際に使用するよりも多い枚数（100枚又は200枚）を職員に交付し、残数を職員が管理していたもの （中川区富田支所区民福祉課） ウ 金券類等出納簿上の82円切手の残高に対して、実際の残高が2枚不足していたもの（中川区生涯学習センター） エ 切手の出納にあたって、受払いの都度、現在高数量を金券類等出納簿に記載していなかったもの （中川区民生子ども課、緑保健所） オ 切手の出納にあたって、受払いの都度、金券類等出納簿に行うべき受領印および確認印の押印を月毎にまとめて行っていたもの （中川区民生子ども課） カ 切手の出納にあたって、受払いの都度、金券類等出納簿に行うべき確認印の押印を月毎にまとめて行っていたもの （瑞穂区総務課・民生子ども課、中川保健所） 各区役所にあつては、会計規則に基づき、金券類等に係る事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>ア 本件は、現金書留用封筒が金券類であるという認識がなかったことが原因であり、速やかに金券類出納簿に記載する頁を作成し、適正な管理を行うよう改めました。 （東区民生子ども課） イ 本件は、管理方法が誤っていたことが原因であり、切手の出納にあたって、必要枚数を交付するよう管理方法を見直しました。 （中川区富田支所区民福祉課） ウ 本件は、金券類出納簿の記載漏れが原因であったことから、ただちに金券類出納簿を修正しました。 （中川生涯学習センター） エ 本件は、金券類出納簿の記載漏れが原因であったことから、ただちに記載するとともに正しい記載方法を職員に周知しました。 （中川区民生子ども課） 本件は、切手の払出しの際、受領者が払出し枚数と残高量を記載するところ、現在高の記載漏れがあったことに起因するものであり、ただちに現在高数量の記載を行いました。 今後は、受払いの都度、現在高も必ず記載するよう周知徹底し、記載後即座に金券類等担当者が確認するようにしました。 （緑保健所）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		<p>オ 本件は、担当者の認識不足が原因であり、ただちに取扱いを見直して、切手の受払いの都度、金券類等出納簿を確認して受領印および確認印の押印を行うこととしました。 （中川区民生子ども課）</p> <p>カ 本件は、切手の出納にあたって、受け払いの都度、金券類等出納簿について決裁していなかったことが原因であったことから、ただちに金券類等出納簿を確認して確認印の押印を行うこととしました。 金券の出納については、所属に使用の都度決裁が必要である旨を朝礼及び回覧で周知し、出納簿表紙にもその旨を記載し周知を徹底しました。 （瑞穂区総務課）</p> <p>本件は、切手の出納にあたって、受け払いの都度、金券類等出納簿について決裁していなかったことが原因であったことから、ただちに受け払いの都度、確認して受領印・確認印を押印するように改めました。 （瑞穂区民生子ども課）</p> <p>本件は、担当者の認識不足が原因であり、ただちに取扱いを見直し、受払いの都度、金券類等出納簿を確認し確認印を押印することとしました。 （中川保健所）</p>	
2(2)	<p>使用見込みの低い金券類について 金券類の管理状況を確認したところ、職員が出張する際に使用するバス普通券200円（旧乗車券）が天白区総務課統計選挙係において451枚保管されていた。平成28年度以降の使用実績はなく、今後の使用見込み等について確認したとこ</p>	<p>本件は、利用状況の見込を誤って、過剰な在庫を抱えていたことから、会計室出納課が所管する「庁内情報リサイクル掲示板」に平成29年7月から11月まで、他局区室で受入希望を募集しましたが、希望する局区室はありません</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>ろ、使用する可能性は低いとのことであった。</p> <p>天白区総務課にあつては、過大に保管している場合は保管転換を行うなど活用を検討し、適正な保有高とされたい。 (天白区総務課)</p>	<p>でした。</p> <p>そのため、平成29年11月27日、名古屋市交通局サービスセンターで保有する全てのバス普通券 200円（旧乗車券）の払い戻しをし、総務雑入として収入しました。 (天白区総務課)</p>	
2(3)	<p>福祉特別乗車券の管理について</p> <p>区役所福祉課では、名古屋市障害者福祉特別乗車券交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が一定の級に該当する者等から交付申請があった場合、福祉特別乗車券（ICカード）を交付している。福祉特別乗車券の作成には、一定期間かかるため、作成されるまでの間、交付申請に基づき、福祉特別乗車券臨時乗車証（紙券）（以下「臨時乗車証」という。）を交付している。</p> <p>要綱によると、死亡、市外転出等により、福祉特別乗車券の返還があった場合は、福祉特別乗車券返還管理簿に必要事項を記載しておかなければならないこと、市外転入等により新たに臨時乗車証を交付した場合は、当月の交付状況について福祉特別乗車券臨時乗車証使用状況報告書（以下「報告書」という。）により健康福祉局に報告しなければならないこととされている。</p> <p>また、福祉特別乗車券事務担当者マニュアルによると、臨時乗車証は、金券と同様、鍵のかかる場所で管理することとされている。</p> <p>福祉特別乗車券及び臨時乗車証の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 福祉特別乗車券返還管理簿が作成されていないもの（名東区福祉課）</p> <p>イ 臨時乗車証に係る報告書について実際の保管枚数等と突合したところ、報告書における交付数、書損数、未交付数が誤っていたもの（緑区福祉課）</p> <p>ウ 未交付の臨時乗車証が、施錠されていない窓口のレターケースで常時管理</p>	<p>ア 本件は、要綱に基づき、福祉特別乗車券返還管理簿の作成を怠っていたことが原因であり、指摘を受けた後直ちに福祉特別乗車券返還管理簿を作成しました。 (名東区福祉課)</p> <p>イ 福祉特別乗車券臨時乗車証の報告書の数字が誤っていたことについては、交付数、書損数及び未交付数の集計におけるミスが原因であったことからただちに突合を行い、正しい数字に報告書を訂正して健康福祉局へ提出しました。</p> <p>再発防止の取組みとして、臨時乗車証交付の際、臨時乗車証管理簿への適正な記載をつど確認すること、また、報告書作成の際に、臨時乗車証管理簿の集計を複数人によりチェックし、あわせて実際の保管枚数との突合も必ず行うよう徹底しています。 (緑区福祉課)</p> <p>ウ 本件は、管理方法が誤っていたことが原因であり、未交付の臨時乗車証を施錠できる場所で管理するよう改めました。 (中川区福祉課)</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>されていたもの（中川区福祉課）</p> <p>名東区福祉課にあつては、福祉特別乗車券返還管理簿を作成されたい。緑区福祉課にあつては、報告書の数字が誤っている原因を調査するとともに、健康福祉局への報告を適正に行われたい。中川区福祉課にあつては、未交付の臨時乗車証について、金券と同様、施錠できる金庫等で管理されたい。</p>		
2(4)	<p>敬老パスの管理について</p> <p>区役所福祉課では、名古屋市敬老パス事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上の者から交付申請があつた場合、敬老パス（ICカード）を交付している。</p> <p>また、要綱によると、敬老パスの管理状況を敬老パス管理簿に記載し、適正に管理しなければならないこと、返還があつた場合は、敬老パス管理簿に必要事項を記載しておかなければならないこと等とされている。</p> <p>敬老パスの管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 敬老パスの返還があつた場合に、敬老パス管理簿に必要事項が記載されていないもの（天白区福祉課）</p> <p>イ 敬老パス管理簿について、課長等による確認印の押印が行われていなかったもの（中川区福祉課）</p> <p>ウ 管理している敬老パス（中川区福祉課 1枚、中川区富田支所区民福祉課 2枚）が、敬老パス管理簿に記載されていないもの（中川区福祉課・富田支所区民福祉課）</p> <p>天白区福祉課にあつては、敬老パス管理簿に必要事項を記載されたい。中川区福祉課にあつては、返還の都度、敬老パス管理簿に課長等による確認印を押印されたい。中川区福祉課及び中川区富田支所区民福祉課にあつては、返還の都度、敬老パス管理簿に適正に記載されたい。</p>	<p>ア 本件は、敬老パス返還届の提出があつた後、速やかに管理簿に記載すべきところを記載事務が遅滞したことが原因であつたことから、ただちに敬老パス管理簿に必要事項を記載しました。</p> <p>現在は、システム入力処理後、速やかに管理簿に必要事項を記載し、確認の決裁を行うことで、再発防止を図りました。（天白区福祉課）</p> <p>イ 本件は、敬老パス管理簿に返還の都度、課長等が確認を行っていないことが原因であり、ただちに課長等が敬老パス管理簿を確認し、確認印の押印を行いました。（中川区福祉課）</p> <p>ウ 本件は、敬老パス管理簿に返還の都度記載していなかったことが原因であり、ただちに修正し、適正に記載するよう職員に周知しました。（中川区福祉課・富田支所区民福祉課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(5)	<p>毒物劇物等の管理について</p> <p>保健所では、検査等のために毒物、劇物、毒薬及び劇薬（以下「毒物劇物等」という。）を使用することがある。会計規則によると、薬品及び油類その他の危険物は消耗品出納簿に登載しなければならないこと等とされている。また、健康福祉局が示す例に従い、各保健所では毒物劇物危害防止規定を定めており、毒物及び劇物については、消耗品出納簿に加え毒物劇物管理簿を整備することや定期点検を実施し点検記録表に記載すること等とされている。</p> <p>毒物劇物等の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 消耗品出納簿</p> <p>(ア) 消耗品出納簿に記載のない毒物劇物等が確認されたもの （瑞穂保健所、緑保健所）</p> <p>(イ) 消耗品出納簿の数量と実際の数量が異なっていたもの （緑保健所、天白保健所）</p> <p>(ウ) 払出しの際、消耗品出納簿に受領印が押印されていなかったもの （瑞穂保健所、緑保健所）</p> <p>イ 毒物劇物管理簿</p> <p>毒物劇物危害防止規定に沿った様式の管理簿を使用していなかったもの （瑞穂保健所、天白保健所）</p> <p>なお、毒物劇物等の管理については、平成28年 9月 9日に公表した区役所監査における監査結果のなかで同様の指摘を行ったところであり、それを受け、同年12月には、健康福祉局長が各保健所長に「保健所で使用する毒物劇物等の管理の徹底について」の特別の通知文を送付していたにも関わらず、今回同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。</p> <p>毒物劇物等は少量で人体の機能に重大な危害を与える恐れがあるため、取扱いには慎重を期すべきである。瑞穂保健所、緑保健所、天白保健所にあつては、受払いの都度所定の帳簿へ正確に記載するとともに、帳簿の数量と実際の数量の一致等について定期的な点検を徹底する</p>	<p>ア(ア) 本件は、担当者による消耗品出納簿への記載漏れが原因であったことから、直ちに消耗品出納簿へ記載しました。 （瑞穂保健所）</p> <p>本件は、消耗品出納簿の担当者が記載するのを忘れていたことに起因するものであり、ただちに消耗品出納簿への記載を行いました。 （緑保健所）</p> <p>(イ) 本件は、消耗品出納簿に誤って記載したことに起因するものであり、ただちに消耗品出納簿の数量を訂正しました。 （緑保健所）</p> <p>本件は、受払いの都度に記載すべきところを怠っていたことが原因であったことから、受払いの都度に記載を行うとともに定期的な点検を実施し、正確な記載、物品管理を徹底することとしました。 （天白保健所）</p> <p>(ウ) 本件は、払出しの際、担当者が消耗品出納簿を確認し、受領印を押印することを怠っていたことが原因であったことから、ただちに、消耗品出納簿を確認して受領印を押印しました。 （瑞穂保健所）</p> <p>本件は、払出しの際、受領者が消耗品出納簿に受領印を押し忘れていたことに起因するものであり、ただちに消耗品出納簿を確認し受領印の押印を行いました。 （緑保健所）</p> <p>イ 本件は、規定に沿っていない担当者・管理責任者の確認欄のない管理簿を使用していたことから、ただちに規定に定められ</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>など、毒物劇物等を適正に管理されたい。</p>	<p>た管理簿を使用するとともに、規定について周知を行いました。 （瑞穂保健所）</p> <p>本件は、規定に沿っていない担当者・管理責任者の確認欄のない管理簿を使用していたことから、規定に定められた管理簿を使用することとしました。 （天白保健所）</p>	
3(2)	<p>引取者のない遺体に係る遺留金の管理について</p> <p>区役所総務課では、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したとき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年 5月31日法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死体の埋葬又は火葬を行うこととされている。</p> <p>また、墓地埋葬法によると遺留物件は市町村が保管すると規定されており、現金については、身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き（以下「手引き」という。）に基づき、歳入歳出外現金（財務会計システム）の保管金（引取者の無い遺体の遺留金）として受入れ、相続人への引継ぎや葬儀費用の支払いに充てる場合等には、歳入歳出外現金から払い出すとされている。</p> <p>名東区総務課における引取者のない遺体に係る遺留金については、平成27年度末時点の累積額を 2件 844,767円として市民経済局区政課に報告していたため、その後の管理状況について確認したところ、この 2件については、歳入歳出外現金として受入れることなく、総務課の金庫で保管されていた。さらに、同じ金庫内において、この 2件とは別の遺留金品が、個々の入れ物で管理された状態で発見されたが、遺留金の事務処理記録簿等に記載されている金額が適正でなかったため、職員立ち合いのもと、金額を確認したところ、名東区の自己点検の結果も含めて、この 2件以外に25件 6,304,043</p>	<p>本件は、組織的な認識不足により事務処理全体についてチェック体制が機能していなかったことが原因であり、遺留金の保管状況について再点検を行い、正確な遺留金を関係書類と照らし合わせ確認した結果に基づき、直ちに歳入歳出外現金の保管金として受入処理を行うとともに、市民経済局区政課に対して正しい件数・数値を報告しました。</p> <p>また、区独自に「引取者のない遺体関係の処理確認票」を作成し、年度や担当職員が替わっても継続的に事務処理を確実に実施し、経過を把握できるように改善いたしました。（名東区総務課）</p> <p>本件は、遺留金を歳入歳出外現金で受け入れることを怠っていたことが原因であったことから、ただちに歳入歳出外現金への受け入れを行いました。 （中川区総務課）</p> <p>適正な事務処理を確保するため、市民経済局区政課により「引取者のない遺体事務処理手引き」が改正され、遺留金等の保管がある場合は、引取者のない遺体事務処理にかかる歳入歳出外現金管理台帳で管理すること。」等とされたことから、手引きに基づき、遺留金に係る管理台帳を作成するな</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>円の現金が新たに確認された。</p> <p>名東区総務課にあつては、発見された遺留金について、歳入歳出外現金で管理するとともに、市民経済局区政課に対して、正確な報告を行われたい。また、他にも把握していない預り金がないかどうか、現在の状況を再点検されたい。</p> <p>その他、中川区総務課で管理している遺留金 1件 304,938円についても、歳入歳出外現金で受け入れることなく、遺留金品等を保管する施錠可能な専用部屋で保管されていたので、歳入歳出外現金で管理されたい。</p> <p>（中川区総務課、名東区総務課）</p> <p>なお、引取者のない遺体に係る遺留金については、市民経済局区政課が作成した手引きに基づいて、歳入歳出外現金での管理を求められているところであるが、管理台帳の作成等については、手引きで求められていないため、区役所によっては、実務上、遺留金を遺族へ引き渡すなど、一定期間、金庫で預かる場合等に、担当者以外、遺留金の管理状況を把握できない状況等が見受けられた。</p> <p>各区総務課にあつては、適正な事務処理が確保できない状況にあるので、遺留金に係る管理台帳を作成するなど、手引きの整備等について、所管局である市民経済局と協議を図られたい。</p> <p>（東区総務課、瑞穂区総務課、中川区総務課、緑区総務課、名東区総務課、天白区総務課）</p>	<p>ど、適正な事務処理を行うこととしました。</p> <p>（東区総務課、瑞穂区総務課、中川区総務課、緑区総務課、名東区総務課、天白区総務課）</p>	
3(3)	<p>生活保護受給者等に係る預り金の管理について</p> <p>区役所では、社会福祉事務所長（区長）が必要と認めた場合、生活保護受給者から一時的に現金を預かる場合がある。健康福祉局が示す例に従い、各区役所では、生活保護費預り金管理規程を定めており、預かった現金（以下「預り金」という。）の取扱いについては、預り金保管台帳に必要事項を記入し保管すること、事務取扱者は、預り金の出納ごとに民生子ども課長等の決裁を受けるも</p>	<p>ア 本件は、事務処理を失念していたことが原因であり、金庫内に保管されていた現金について、ただちに預り金保管台帳に記載いたしました。また、当該預り金は市に返還すべき保護費であったため、ただちに返還決定し、入金処理を行いました。</p> <p>（瑞穂区民生子ども課）</p> <p>イ 本件は、事務処理を失念していたことが原因であり、金庫内</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>のとすること、預り金を保管してから概ね 1週間以内に事務手続を完了すること（関係者等との調整により期間を要するなどやむを得ない場合はこの限りではない。）とされている。</p> <p>また、遺留金品取扱の手引（以下「手引」という。）では、遺留金については、金融機関に預金口座を設け現金を預けるまたは歳入歳出外現金（財務会計システム）で保管すること、歳入歳出外現金で保管する場合は、保管金出納簿を作成すること、相続人がいて遺留金品を引き取ってもらえない場合は、処理方法について念書を徴取することとされている。</p> <p>預り金の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 民生子ども課の金庫において、預り金保管台帳に記載がなく、平成29年 3月より保管されていた封筒に入った現金14,200円が発見されたもの （瑞穂区民生子ども課）</p> <p>イ 徳重支所区民福祉課の金庫において、預り金保管台帳に記載がなく、平成27年 3月より保管されていた封筒に入った現金41,000円が、（ 2件 計 82,000円）発見されたもの （緑区徳重支所区民福祉課）</p> <p>ウ 通帳で管理している遺留金（ 1件 402,297円）について、平成27年 6月に提出された相続人代表者の念書では、遺留金を葬儀費用に充当し、その残額については寄付をすることとされていたものの、葬儀後の遺留金の残額 172,497円が、平成27年 6月より寄付の手続きがされないまま保管されていたもの （中川区民生子ども課）</p> <p>エ 預り金保管台帳について、預り金の出納毎ではなく、1か月毎にまとめて民生子ども課長等の決裁を行っていたもの （瑞穂区民生子ども課）</p> <p>オ 歳入歳出外現金で管理している遺留金について、保管金出納簿が整理されていなかったもの （天白区民生子ども課）</p> <p>なお、生活保護受給者等に係る預り金</p>	<p>に保管されていた現金は遺留金品取扱手引きに基づき、ただちに処理手続を行い、入金処理を行いました。</p> <p>今後、ケースワーカーが新たに金庫へ現金等を保管する場合、必ず経理担当者に報告するよう平成29年 7月26日に文書で課内に周知しました。 （緑区徳重支所区民福祉課）</p> <p>ウ 本件は、寄付の手続きを怠っていたため、ただちに寄付の手続きを行いました。 （中川区民生子ども課）</p> <p>エ 本件は、担当者の認識不足が原因であり、預り金保管台帳については、預り金管理規定に基づき、1か月毎ではなく、その都度決裁を行うようただちに改めました。 （瑞穂区民生子ども課）</p> <p>オ 本件は、歳入歳出外現金で管理している遺留金について、保管金出納簿を整理することを怠っていたことが原因であったことから、指摘を受けた後、ただちに保管金出納簿を整理しました。</p> <p>今後は、財務会計システムによる確認等だけでなく、遺留金の受入・払出の進捗を確認するよう徹底します。 （天白区民生子ども課）</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>の管理については、平成28年 9月 9日に公表した区役所監査における監査結果のなかで同様の指摘を行ったところであるが、今回同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。</p> <p>瑞穂区民生子ども課及び緑区徳重支所区民福祉課にあつては、発見された現金について速やかに事務手続きを行われたい。中川区民生子ども課にあつては、手引等に基づき、速やかに事務手続きを行われたい。瑞穂区民生子ども課にあつては、預り金の出納ごとに民生子ども課長等の決裁を受けられたい。天白区民生子ども課にあつては、保管金出納簿を整理されたい。</p>		
3(4)	<p>金庫における現金の管理について</p> <p>実地検査において、各区役所の金庫内の確認を行ったところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 瑞穂区保険年金課の手提げ金庫において、区役所に返戻された現金書留封筒が未開封のまま保管されていた。職員立ち合いのもと、この現金書留封筒について確認したところ、平成23年 6月に送付したが、受取人が不在のため、平成23年 7月に返戻されたもので、中身は、平成20年度の国民健康保険料の領収書および現金 4,674円であった。（瑞穂区保険年金課）</p> <p>イ 名東区総務課の金庫において、企画経理室が管理する区役所の自動販売機（清涼飲料水）及びコインコピー機で拾得した現金（3件 計 520円）が処理されないまま保管されていた。（名東区企画経理室）</p> <p>瑞穂区保険年金課にあつては、現金について関係局と協議し、事務手続きを行われたい。名東区企画経理室にあつては、現金について速やかに事務手続きを行われたい。</p>	<p>ア 本件は、事務処理を失念していたことが原因であり、健康福祉局保険年金課と協議し、該当者の住所が不明であることから平成29年 7月21日に名古屋法務局へ残余金を供託しました。（瑞穂区保険年金課）</p> <p>イ 本件は、事務処理の遅延が原因であり、指摘を受けた後直ちに総務課を通じて警察へ連絡し処理等を行うとともに、改めて適正な事務手続きについて所属内で確認をし、周知徹底に取り組みました。（名東区企画経理室）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(5)	<p>緊急援護資金の管理について</p> <p>区役所では、生活保護の申請者が生活保護費の支給までの間の当面の生活に困窮している場合等に、一時的な対応として、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）として少額的生活費の貸し付け等を行っている。</p> <p>健康福祉局が示す例に従い、各区役所では、緊急援護資金管理要領を定めており、課長は、毎月1回以上援護資金の執行状況及び残高について、緊急援護資金出納簿（以下「出納簿」という。）等の帳簿を確認するとともに、帳簿と現金を照合すること、査察指導員（係長）が出納した場合には、課長、査察指導員（係長）が確認の押印をすること、援護資金を貸し付ける場合は、借用書に返済期日を記入すること、個人別の出納簿に記載することとされている。</p> <p>援護資金の管理状況を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 課長等による毎月1回以上の出納簿等の帳簿の確認、帳簿と現金の照合がされていなかったもの （緑区民生子ども課、天白区民生子ども課）</p> <p>イ 援護資金を出納した場合の、課長等による確認印の押印がされていなかったもの （緑区民生子ども課、天白区民生子ども課）</p> <p>ウ 援護資金を貸し付けるにあたって、借用書に返済期日を記載していなかったもの （東区民生子ども課、中川区民生子ども課）</p> <p>エ 貸し付けを行った援護資金について、個人別の出納簿を作成していなかったもの（天白区民生子ども課）</p> <p>オ 出納簿上の残高に対して、実際の残高が6,000円不足していたもの （名東区民生子ども課）</p> <p>各区役所民生子ども課にあっては、各区の緊急援護資金管理要領に基づき、援</p>	<p>ア 本件は、緊急援護資金管理要領に基づかない様式で管理を行っていたため、課長等による毎月1回以上の出納簿等の帳簿の確認等が実施できていなかったものです。</p> <p>ただちに緊急援護資金出納簿により、課長等が帳簿の確認および現金との照合を行いました。</p> <p>今後は、緊急援護資金出納簿により、課長等が毎月1回以上、帳簿の確認と現金との照合を実施することとしました。 （緑区民生子ども課）</p> <p>本件は、緊急援護資金管理要領に基づかない様式で管理を行っていたため、課長等による毎月1回以上の出納簿等の帳簿の確認等が実施できていなかったものです。</p> <p>ご指摘後、ただちに緊急援護資金出納簿を整備し、課長等が帳簿の確認等を行いました。</p> <p>今後は、管理要領に基づく手続きを徹底し、月毎の民生子ども課長による査閲を行っていきます。（天白区民生子ども課）</p> <p>イ 本件は、緊急援護資金管理要領に基づかない様式で管理を行っていたため、ただちに緊急援護資金出納簿を整備し確認印の押印を行いました。</p> <p>以後、援護資金を出納の都度、緊急援護資金出納簿を課長等が確認し、確認の押印を実施することとしました。 （緑区民生子ども課）</p> <p>本件は、緊急援護資金管理要領に基づかない様式で管理を行っていたため、ご指摘後、ただちに緊急援護資金出納簿を確認</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>護資金に係る事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>し確認印の押印を行いました。 今後は、管理要領に基づく手続きを徹底し、緊急援護資金出納簿を課長等が確認し、確認の押印を実施することとします。 （天白区民生子ども課）</p> <p>ウ 本件は、生活保護の申請をした者に対して、最初の保護費支払期日が確定できないことから、借用書に返済期日を記載していなかったものです。 今後は、借用書に返済期日を記載することを適正に行っていきます。 （東区民生子ども課）</p> <p>本件は、借用書に返済期日を記載することを怠っていたことが原因であったことから、今後は、借用書に返済期日を記載することを適正に行っていきます。 （中川区民生子ども課）</p> <p>エ 本件は、緊急援護資金管理要領に基づかない様式により管理を行っていましたが、ご指摘後、ただちに管理要領に基づき、緊急援護資金出納簿（個人別）を作成しました。 （天白区民生子ども課）</p> <p>オ 本件は、緊急援護資金出納簿と現金の確認が不十分であったことが原因であり、指摘を受けた後ただちに出入納簿を修正しました。 今後は、緊急援護資金出納簿と現金の確認を徹底していきます。 （名東区民生子ども課）</p>	

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

市民経済局 地域振興部 市民活動推進センター

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況・未措置理由	備考
1	<p>つり銭の必要額算定について</p> <p>市民活動推進センターでは、会議室等の利用料金について当日現金で収受することから、市会計管理者よりつり銭の保管換を受けている。つり銭保管換取扱要項によると、翌年度も継続してつり銭を保管するときは、翌年度におけるつり銭の必要額を算定し、局長の決裁を受けなければならないとされているが、平成24年度の開設以来、当該手続が行われていなかった。</p> <p>市民活動推進センターにあつては、つり銭の必要額を算定し、局長の決裁を受けられたい。</p>	<p>本件は、つり銭保管換取扱要項についての認識不足が原因であり、ただちにつり銭の必要額を算定し、局長の決裁を受けました。</p>	措置済
2	<p>情報コーナーにおける図書の管理について</p> <p>市民活動推進センターでは、市民活動やボランティアの情報を市民に提供すること等を目的に情報コーナーに図書を設置しており、館内で閲覧できる他、身分証明書を添えて申し込みをした利用者については館外貸出しを行っている。名古屋市民活動推進センターの図書に関する事務取扱要領によると、返却期限を過ぎても一定期間未返却の図書がある場合にはその貸出者（以下「未返却者」という。）に返却の催促等を行うこととされている。</p> <p>情報コーナーにおける図書の管理について確認したところ、目録と実際の図書との一致について定期的な点検は実施されていなかった。また、未返却者に対する催促等の処置に係るルールや基準について、未返却者に対し催促することは定められていたものの、どの程度返却が遅延した場合に処置が取られるのか具体的な取扱いは定められていなかった。な</p>	<p>本件は、図書の管理についての認識不足が原因であり、図書の目録と実際の図書との一致について点検を行い、一致を確認しました。</p> <p>「名古屋市民活動推進センターの図書に関する事務取扱要領」の改正を平成30年 3月 1日に予定し、定期的な点検や未返却者に対する処置に係る具体的な取扱いを定めることとしました。</p> <p>監査時点での未返却者に対しても返却の催促を行い、当該図書に関しては返却を平成29年 8月 9日に確認しました。</p> <p>（図書の点検：平成29年 8月16日実施）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況・未措置理由	備考
	<p>お、返却期限を過ぎている館外貸出しは2件見受けられ、いずれも一度は返却の催促は行われていたものの、その後の処置は取られていなかった。</p> <p>市民活動推進センターにあつては、定期的な点検や未返却者に対する処置に係る具体的な取扱いを定めるなど、図書の管理手法について検討されたい。未返却の図書については、返却を求めるなど対応を図られたい。</p>		
3	<p>備品の管理について</p> <p>名古屋市会計規則によると、物品管理者は、備品の使用状況について毎年1回財務システムに登録された情報等と照合のうえ検査し、検査の結果を市長に報告することとされているが、平成24年度の開設以来、検査及び報告が行われていなかった。</p> <p>市民活動推進センターにあつては、備品の使用状況に係る検査及び報告を適正に行われたい。</p>	<p>本件は、名古屋市会計規則に対する認識不足が原因であり、備品の使用状況について、財務会計総合システム登録情報等との照合のうえ検査を行い、その結果の報告を行いました。</p> <p>（平成30年 2月27日実施）</p>	措置済

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

教育委員会・財政局（工事）

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>法定点検の結果を受けた対応について</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべき出口で、維持管理上常時施錠状態にある場合は、屋内から鍵を用いることなく解錠できる施錠装置とするなどと定めている。また、建築物の所有者や管理者などは、その建築物の敷地、構造及び建築設備などを常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。</p> <p>「平成28年度特殊建築物等定期点検業務委託（内山小学校始め87校（園）」では、建築基準法に基づく建築物の定期点検業務を行っていた。その点検結果を確認したところ、複数の小中学校では、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべき出口の一部において、階段、廊下、他の昇降口などにより日常的な学校生活の動線は確保されているとの理由から、維持管理上常時屋内から鍵を用いて施錠していた。その出口は、屋内から鍵を用いることなく解錠できる施錠装置とするなどの対応が必要との報告を委託先の業者から受けていたにもかかわらず、適切な対応を速やかに行っていなかった。</p> <p>火災その他の非常時には、児童、生徒などを安全、迅速に屋外へ避難させるために、その経路を確保することがきわめて重要な役割を果たす。そのため、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべき出口で、維持管理上常時屋内から鍵を用いなければ解錠できない施錠装置であることは、適法な状態でないことから、速やかに改善されたい。また、新築工事、リニューアル改修工事など施設整備において、今後同様の事例が発生しないように、その計</p>	<p>今回の指摘をうけ、他の定期点検結果にて同様の報告があった 8校の学校につきましても平成30年 2月までに鍵を用いることなく解錠できる施錠装置に改修する等の対応を実施しました。</p> <p>本件は、防火管理者である施設管理者として、日頃から避難経路を確保しておくことへの認識が不足していたことに起因するものであったことから、平成29年 9月22日付文書で全市立学校・幼稚園に対して、非常時の避難用出口の施錠及び管理の状態を確認し、指摘と同様の状況である場合は施錠装置を交換するなどの対応をとるよう周知しました。今後、全校を対象にした予算経理説明会の場合でも重ねて周知するようにいたします。</p> <p>また、新築工事、リニューアル改修工事など施設整備の検討・協議のなかで施設管理における意図を具体的なものにして施設を整備し、適法な状態で維持管理するよう徹底していきます。 （学校整備課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>画及び設計段階において、施設管理における意図を具体的にしたうえで施設整備を行われたい。（学校整備課）</p> <p>なお、教育委員会においては、指摘に基づき平成29年 7月までに、鍵を用いることなく解錠できる施錠装置に取り替えを行った。</p>		
2	<p>PCB廃棄物の適正な保管及び処分について</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めており、PCB廃棄物などの特別管理産業廃棄物については、処分されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（以下「保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならないと定めている。保管基準では、保管場所の周囲に囲いを設け、見やすい箇所に保管場所である旨などの表示をした掲示板を設けることなどを定めている。</p> <p>また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）では、PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理しなければならないと定めており、定められた期間内にPCB廃棄物を自ら処分し、または処分を他人に委託しなければならないと定めている。</p> <p>「高圧受電設備改修工事」では、豊治小学校において高圧受電盤内の老朽化した変圧器などの取り替え工事を行っており、その工事により撤去した変圧器はPCB廃棄物であった。その廃棄物は特別管理産業廃棄物であったことから、教育委員会が事業者として適正に処理されているか確認したところ、保管場所の周囲に囲いを設け、見</p>	<p>本件は、学校におけるPCB廃棄物の処分を所管する学校整備課として保管状況を十分に把握しておらず事業者として適正に処理する認識が不足しておりました。また、PCB廃棄物などを学校に保管する場合は、保管基準に従うことの認識が施設管理者として不足していたことから、平成29年 8月16日付文書で全市立学校・幼稚園に対して、PCB廃棄物について必要な情報を周知し、あわせて調査を行い保管状況を把握し、適正に保管をしていることを確認しました。</p> <p>また、局で定めている指定整備工事実施時にPCB廃棄物が発生した場合は、学校整備課へ報告するよう、個別の通知の中でも重ねて周知するよう改めました。</p> <p>今後も、毎年調査を行い保管状況を把握する取扱いとし、法で定められた処理期限（平成38年度末）までに確実に処分いたします。</p> <p>なお、豊治小学校において保管していましたPCB廃棄物につきましては、保管事業場に平成29年 8月24日に搬入し、平成30年 1月27日に最終処分を完了しました。（学校整備課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>やすい箇所に保管場所である旨などの表示をした掲示板を設けるなどの保管基準に従っておらず、敷地内の屋外に保管容器に収納して保管していたが、蓋が容易に開けられ、特別管理産業廃棄物である変圧器に児童などが接触できる状態であった。</p> <p>また、PCB廃棄物についてはPCB特別措置法により、教育委員会は、事業者として定められた期間内に適正に処分を行わなければならない。しかし、そのPCB廃棄物の処分について学校整備課が所管しているにもかかわらず、学校整備課は当該学校に保管されていることを把握しておらず、結果として学校に放置され、定められた期間内に適正に処分されないおそれがあった。</p> <p>学校では児童などが日常生活を送っているにもかかわらず、豊治小学校は施設管理者としてPCB廃棄物の保管基準についての認識がなかった。特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物に接触することがないように保管基準に従い速やかに改善されたい。</p> <p>また、今後も改修工事においてPCB廃棄物が発生するおそれがあるため、PCB廃棄物の処理にあたって、教育委員会は事業者として自らの責務を認識し、PCB廃棄物などに関する必要な情報を各学校に周知するとともに、学校整備課においては、学校におけるPCB廃棄物の保管状況を速やかに把握し、PCB特別措置法で定められた期間内に適正に処分されたい。</p> <p>（学校整備課、豊治小学校）</p> <p>なお、教育委員会においては、指摘に基づき平成29年6月に当該学校のPCB廃棄物の保管場所の周囲に囲いを設け、特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などの表示をした掲示板を設置し、保管容器の蓋が開かないよう施錠した。</p>		

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

緑政土木局・財政局（工事）

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置について</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者を安全に誘導する目的で敷設するブロックであり、移動の方向を示す線状ブロックと、注意喚起を促す点状ブロックの2種類がある。</p> <p>福祉都市環境整備指針（以下「整備指針」という。）では、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に利用できるよう、道路や公園など公共施設利用時の物理的バリアを解消するための標準的な技術基準を定めている。整備指針では、立体横断施設の上り口、歩道の端部及び公園の出入口などには、危険箇所などの注意喚起を促すため、点状ブロックを設置することと定めている。また、歩道を通行している視覚障害者を立体横断施設の上り口など誘導対象施設に案内するため、線状ブロックを設置することと定めている。</p> <p>さらに、緑政土木局の歩道整備ガイドラインでは、歩道などに視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合、横断歩道を挟んで対面する視覚障害者誘導用ブロックについて、一対のものとして、対称となるように設置することと定めている。</p> <p>緑政土木局が発注した工事の設計において、視覚障害者誘導用ブロックが整備指針などに基づいて設置されているかを調査したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 必要な箇所に設置していなかったもの</p> <p>「不二見横断歩道橋塗装・修繕工事及びバリアフリー対策工事（中-1）」では、バリアフリー</p>	<p>本件の原因は、整備指針などの基準を十分に理解しておらず、視覚障害者が安全に利用できるための配慮が不足していたことにあります。</p> <p>このため、平成29年 9月14日の土木事務所の維持係長で構成する維持係長会議並びに平成29年 9月28日の土木事務所の整備係長で構成する整備係長会議において、整備指針などの技術基準を示し、設計及び監督に当たっては視覚障害者誘導用ブロックを必要な箇所に適切に設置するよう研修を行いました。また、その資料を基に、各土木事務所での会議などで周知しました。</p> <p>（中村土木事務所、中土木事務所、瑞穂土木事務所、道路維持課、緑地維持課）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>対策として立体横断施設の上り口に視覚障害者誘導用ブロックを設置していたが、上り口に案内するための視覚障害者誘導用ブロックを設置する設計としていなかった。</p> <p>「公園施設更新工事（中村一補1）」では、公園の遊具等の更新工事にあわせて、出入口の舗装工事を行っていたが、点状ブロックを設置する設計としていなかった。 （中土木事務所、中村土木事務所）</p> <p>イ 線状ブロックの設置を誤ったもの</p> <p>「市道高田汐路町線歩道整備工事、舗装道補修工事（瑞一 2）及び掘削跡復旧工事（瑞一 2）」では、歩道整備工事にあわせて横断歩道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。しかし、歩道の端部には注意喚起を促すための点状ブロックを設置する必要があったが、誤って線状ブロックを設置していたため、視覚障害者が私有地内に誘導されるおそれがあった。 （瑞穂土木事務所）</p> <p>ウ 横断歩道を挟んで一対に設置していなかったもの</p> <p>「市道名西南北第 5号線歩道整備工事、舗装道補修工事（中村一5）及び掘削跡復旧工事（中村一9）」では、歩道整備工事にあわせて横断歩道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。しかし、本件工事で設置した視覚障害者誘導用ブロックの横断歩道を挟んで反対側の歩道には、一対のものとして対称となる視覚障害者誘導用ブロックを設置する必要があったが、工事範囲外との理由から設置する設計としていなかった。 （中村土木事務所）</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの設置にあたっては、整備指針などの技術</p>		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>基準に基づき必要な箇所に適切に設置する設計とするとともに、設置目的を十分に考慮して工事範囲を設定されたい。また、今回指摘した事例は安全性に問題があるため、改善工事を実施されたい。</p> <p>なお、緑政土木局においては、指摘に基づき平成29年 8月までに改善工事を実施した。</p>		
1(2)	<p>橋梁の路面排水施設の整備について</p> <p>整備指針では、歩行者等の動線上に雨水ますなどの路面排水施設が設置されている場合は、つえの先端や車いすのキャスター等が落ち込まないよう格子の目が細かい蓋を設置することと定めている。</p> <p>「県道田名古屋線舗装道補修工事（千一 1）、香流橋補修工事及び先端壁塗装工事（千一 1）」及び「筋違橋始め 2橋補修工事（その2）」では、橋梁上の舗装などを補修していた。補修する舗装の範囲内において、歩行者等の動線上に設置されている既存の雨水ますの蓋は格子の目が粗いものであったため、格子部分につえの先端や車いすのキャスター等が落ち込むおそれがある状態であった。しかし、本件工事では、歩行者等が通行することを考慮した格子の目が細かい蓋に取り替えるなどの設計としていなかった。</p> <p>橋梁の補修にあたり、歩行者等の動線上に雨水ますなどの路面排水施設が設置されている場合は、整備指針に基づき、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に通行できるよう設計されたい。また、当該雨水ますについては、整備指針に適合しないため改善工事を実施されたい。</p> <p>（千種土木事務所、西土木事務所）</p>	<p>本件の原因は、当該工事の目的が、老朽化し損傷のある舗装等を補修することであったため、損傷が見られない雨水柵については補修の対象としておらず、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に通行できるための配慮が不足していたことにあります。</p> <p>今後は、路面排水施設が歩行者等の動線上にあるなど、整備指針に基づく改善が必要な事項がある場合には、工事の設計段階に改善を検討することを、平成29年 8月 4日には道路建設課内の会議にて、平成29年 9月14日には維持係長会議にて、また平成29年 9月28日には整備係長会議にて周知しました。このことは、さらに平成30年 4月に道路建設課作成の橋梁補修についての設計の手引きに追記する予定です。</p> <p>また、当該箇所については、平成30年 2月末までに改善工事を完了しました。</p> <p>（千種土木事務所、西土木事務所、道路建設課）</p>	措置済
1(3)	<p>法面保護工における植生工の工法選定について</p> <p>切土工・斜面安定工指針（公益社</p>	<p>本件の原因は、法面保護工における植生工の工法選定は切土工・斜面安定工指針に基づくべきところです</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>団法人道路協会発行。以下「安定工指針」という。)では、法面に隣接した道路において、法面を雨水による浸食などから保護し、安全かつ快適な道路空間を確保するため、法面に植物を生育させ安定化させる植生工などの法面保護工を実施することと定めている。また、安定工指針では、法面の形成方法などにより、最適な植生工を選定することとしており、現地盤を切り下げて形成する切土法面では植生マット工などを選定することと定めている。</p> <p>「みどりが丘公園園路整備工事（その1）」では、公園内に道路を整備するため、現地盤を切り下げて、最大高低差約6メートルの切土法面を形成しており、法面保護工として植生工を実施していた。植生工の工法選定にあたっては、安定工指針に基づき設計しており、施工対象地の法面は切土法面であることから、植生マット工などを選定すべきであったが、その法面の約3分の1の範囲においては、切土法面に適さない植生シート工を選定していた。</p> <p>現地の状況を確認したところ、植生マット工で施工した範囲では植物は概ね生育しているものの、植生シート工で施工した範囲では生育していない箇所があった。</p> <p>法面保護工における植生工の工法選定にあたっては、適切な工法が選定されなかった場合、将来、侵食や表土の崩落などの生じるおそれがあるため、安定工指針に基づき適切に設計されたい。（緑地事業課）</p>	<p>が、現場条件に合わせた適切な植生工の選定を誤ったことにあります。</p> <p>今後は、技術基準等に基づき現場条件などを十分に考慮した適切な設計を行うよう、平成29年7月25日の課内会議において切土工・斜面安定工指針を用いて担当係長から関係職員に周知を行い、再発防止を図りました。（緑地事業課）</p>	
3	<p>単価及び歩掛の採用について</p> <p>緑政土木局の土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、工事費などの積算に用いる単価は、緑政土木局が定める基本単価、刊行物の掲載単価、特別調査又は見積りなどによる単価をもとに決</p>	<p>本件の原因は、平成27年度に改訂された積算基準を十分に理解していなかったこと、また、単価と歩掛の採用方法が別々の基準に定められたことにあります。このため、職員の誰もが単価と歩掛の採用方法の違いを理解し、適正な積算が可能となる</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>定することと定めている。</p> <p>また、「名古屋市緑政土木局発注の工事等における歩掛見積の取扱いについて」（以下「歩掛の取扱い」という。）では、見積りによる歩掛の採用方法を定めている。</p> <p>緑政土木局が発注した請負工事及び業務委託において、適切な単価及び歩掛を採用しているか確認したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 積算基準では、見積りにより単価を決定する場合には、原則 3社以上から徴取し、異常値を排除した価格の平均価格を採用することと定めている。しかし、「自転車駐車場整備工事（中－1）」では、3社から徴取した見積りの平均価格を採用すべきところ、最低価格を採用していた。また、「小幡36号水路始め17排水路改良工事」では、平均価格の直近下位の単価を採用していた。さらに、「戸田川緑地ステージ改修工事」では、3社から徴取した見積りのうち 2社が異常値として排除されたため、平均価格が算出できないにもかかわらず、残った 1社の見積りを採用していた。</p> <p>イ 積算基準では、刊行物の掲載単価により単価を決定する場合において、公表価格として掲載されている資材単価は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため積算に用いる単価としないと定めている。しかし、「公園テニスコート補修工事（港－11）」では、刊行物に掲載されている公表価格を採用していた。</p> <p>ウ 積算基準では、基本単価及び刊行物の掲載単価がなく、1件の工事において調達価格が 100万円以上の場合は、見積りではなく特別調査により材料単価を決定するこ</p>	<p>よう、平成29年10月に積算基準を改定し、単価の採用方法と併せて歩掛の採用方法を記載しました。</p> <p>また、このことは設計を担当する技術職員を対象として実施した平成29年 9月21日の単価改定説明会などで周知しました。</p> <p>（技術指導課、中土木事務所、港土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所、道路建設課、都市農業課、緑地維持課）</p>	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>とと定めている。しかし、「文教台猪子石 1号排水路始め 2排水路改良工事及び市道猪子石第 117号線歩道整備工事（その 3）」及び「単独土地改良事業茶屋後 6号水路改良工事」では、1件の工事における調達価格が 100万円以上であったことから、特別調査により単価を決定すべきところ、見積りにより単価を決定していた。</p> <p>エ 歩掛の取扱いでは、見積りにより歩掛を決定する場合には、原則として 3社以上から歩掛の見積りを徴取し、その歩掛に基本単価を乗じ算出した価格に対して、異常値を排除した最頻度価格の見積りを採用することと定めている。ただし、最頻度価格が存在しない場合は異常値を排除した平均価格の直近下位の見積りを採用することと定めている。しかし、「市道桶狭間勅使線第 2号道路詳細設計業務委託」では、4社から歩掛の見積りを徴取していたが、異常値を排除した最頻度価格の見積りが存在しなかったため、平均価格の直近下位の見積りを採用すべきところ、最低価格の見積りを採用していた。</p> <p>工事費などの積算に用いる単価及び歩掛については、採用方法を誤った場合、予定価格に大きな影響を及ぼすおそれがある。単価及び歩掛の採用にあたっては、積算基準などに基づき適正に行われたい。また、今回の事例は平成27年度に積算基準などが改訂され、単価及び歩掛の採用方法が複雑化し、十分に認識されていないことが原因と考えられる。このため、緑政土木局においては、積算における基本的な考え方を踏まえ、職員の誰もが単価及び歩掛の採用方法のみならず、適正な積算が可能となるよう周知徹底されたい。</p> <p>（中土木事務所、港土木事務所、</p>		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	守山土木事務所、名東土木事務所、 道路建設課、都市農業課、 緑地維持課)		

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9月11日公表）

病院局（工事）

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	<p>点検結果に基づき防火設備などを速やかに改善すべきもの</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、一定の規模を有する建築物には、防火設備及び排煙設備などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者などは、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。</p> <p>「東部医療センター防排煙設備等点検業務委託」では、建築基準法に基づく防火設備及び排煙設備の定期点検業務を行っていた。その点検結果を確認したところ、防火設備において火災発生時に煙を感知して防火戸を作動させるための感知器が、煙を感知しない状態であるため改善が必要との報告を受けていた。また、煙の拡散を防ぐために設置された排煙設備において、煙を屋外へ排出するための排煙口を手動で開放する装置が壁面に設けられていたが書棚で塞がれており、排煙口の点検を行うことができない状態であるため、改善が必要との報告を受けていた。いずれも、前年度の委託においても、同じ報告を受けていたにもかかわらず、速やかな改善が行われていなかった。</p> <p>平成26年の建築基準法の改正では、建築物が適法な状態で管理されていなかったことなどが原因で、火災の被害が拡大した事故を契機として、不特定多数の者が利用するなど安全性の確保を徹底すべき建築物には、防火設備における検査の徹底が追加された。病院施設においては、適法な状態で管理することが求められているにもかかわらず、複数年にわたり改善を行わず放置</p>	<p>本件は、病院内で情報共有をしていなかったことや設備の改善を速やかに行う仕組みが整っていなかったことに起因するものであり、病院内での点検結果報告書の取り扱いや、必要に応じて予算措置をして速やかに改善を行う体制について経理課と病院で協議し、「建築物、建築設備等の修繕について」（平成29年11月22日付け病院局管理部経理課長名通知）としてとりまとめ、関係職員に周知徹底しました。</p> <p>なお、煙感知器については、平成29年9月末までに連動制御盤と合わせて更新工事を行い、正常に作動することを確認しました。</p> <p>排煙口の手動開放装置については、点検の妨げとなっていた書棚を速やかに移動し、排煙口の点検が可能な状態であることを確認しました。</p> <p>（経理課、東部医療センター）</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>していたことは、いのちと健康を守るべき病院施設としての安全に対する意識が欠如していたと言わざるを得ない。平成25年度の定期監査においても同様の指摘を行っていたが、法定点検の結果から改善が必要との報告を受けた場合の報告内容及び改善履歴など病院施設内で共有されておらず、結果として複数年にわたり改善が放置されていた。指摘を行った箇所については、速やかに改善するとともに、今後においても速やかな対応ができる体制を整えられたい。（東部医療センター）</p>		

平成29年監査公表第 2号関係分（平成29年 2月22日公表）

住宅都市局・名古屋市住宅供給公社

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>管理代行及び指定管理に係る報告書の提出日について</p> <p>「市営住宅の管理代行に関する基本協定書」及び「市営住宅及び定住促進住宅の指定管理に関する基本協定書」によると、供給公社は、業務報告書及び執行状況報告書を、年度終了後 4月 5日までに提出しなければならないとされている。なお、協定書に定める提出日は、概算払の精算に係る名古屋市会計規則第82条の規定に基づき設定されたものである。</p> <p>報告書の提出状況を確認したところ、支払事務の関係上、4月 5日までの提出が困難であるため、例年 5月10日前後に提出されているとのことであった。</p> <p>住宅都市局にあっては、協定書に従って報告書の提出を確認されたい。また、協定書に定める提出日が実務的に困難な期日となっているのであれば、協定書が実態に則したものとなるよう、名古屋市会計規則を所管する会計室と協議を図られたい。 （住宅管理課）</p>	<p>平成29年 2月の名古屋市会計規則の改正を受け、供給公社と協定内容について協議を行い、平成29年度事業から、報告書の提出期限を年度終了後の 4月20日とすることに变更いたしました。 （平成29年 4月 1日実施） （住宅管理課）</p>	<p>措置済</p>

平成29年監査公表第 2号関係分（平成29年 2月22日公表）

観光文化交流局・公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>募金に係る現金の管理について オアシス21 iセンターにおいて、名古屋城本丸御殿復元工事に対する募金が実施されている。 当該募金に係る現金の管理状況を確認したところ、当該募金の回収は年に一度程度行われるのみであった。 観光文化交流局にあっては、回収の方法や頻度について具体的に定めるよう検討されたい。（名古屋城総合事務所）</p>	<p>本件の原因は、募金の回収方法や頻度について具体的な依頼をしておらず、事務の軽減のため回収が年1回程度になっていました。 指摘を受けて「名古屋城本丸御殿積立基金にかかる募金箱の取り扱いについて（依頼）」を发出し、4半期ごとの納付を依頼しました。 （平成29年 6月15日実施） （名古屋城総合事務所）</p>	<p>措置済</p>

平成29年監査公表第 3号関係分（平成29年 5月17日公表）

市民経済局・名古屋市商店街振興組合連合会

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>補助対象経費としての適否に係る基準について</p> <p>本市は、名商連に対し事業費補助金を交付しているが、補助対象経費については、名古屋市商店街振興組合連合会事業費補助金交付要綱において概括的に定められているのみで、一部を除き事務の取扱いの基準は定められていない。</p> <p>名商連及び市民経済局がどのように補助対象経費としての適否を判断しているか、実務上の取扱いを確認したところ、基準が定められていた一部を除き、考え方が整理された手引やマニュアル等によるものではなく運用により行われていた。</p> <p>現状を踏まえると、同様の用途であっても担当する職員によって異なる判断となることも懸念される所であり、当該要綱のような概括的な定めの下で補助金交付事務を適切に執行するためには、補助対象外となる用途を例示するなど一定の基準を定め、個別具体的な用途における補助対象経費としての適否について、申請及び精算にあたり継続的かつ統一的な判断がなされるよう努めるべきである。</p> <p>市民経済局にあっては、補助対象経費としての適否に対する考え方を今一度整理し、事務取扱基準として規定するなど改善を図られたい。（地域商業課）</p>	<p>補助対象経費としての適否に係る基準については、補助対象経費の考え方を整理した上で、名古屋市商店街振興組合連合会事業費補助金にかかる査定基準を改正し、明確化を図りました。</p> <p>（平成29年 4月 1日施行） （地域商業課）</p>	<p>措置済</p>

平成29年監査公表第 3号関係分（平成29年 5月17日公表）

健康福祉局・名古屋浴場商業協同組合

（平成30年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	<p>公衆浴場助成金に関するもの 浴槽容積別助成金の使途の確認について</p> <p>健康福祉局における浴場業者に対する浴槽容積別助成金の交付事務について、前回の監査において、健康福祉局が各浴場業者の上下水道使用量を把握しておらず、営業実態の把握が不十分であることを指摘した結果、健康福祉局では、正確な上下水道使用量を把握するよう事務が改善された。</p> <p>この健康福祉局が把握している各浴場業者の上下水道使用量に基づき、上下水道料金を試算したところ、上下水道料金を上回る助成金の交付を受けている浴場業者が散見された。</p> <p>要綱等によると、助成金の交付金額は、浴槽総容積に着目し、浴場の浴槽総容積の区分に対応する水道及び下水の助成基準水量にそれぞれ営業日数を乗じて算出される水量の上下水道料金相当額とされている。また、助成金の使途は、浴場業の維持運営に必要な経費に充当するものとされており、助成金額は実際の上下水道料金に限られるものではない。しかし、助成金が上下水道料金以外のどのような経費に充当されたのかについては調査されておらず、確認することができなかった。</p> <p>健康福祉局にあつては、助成金が浴場業の維持運営に必要な経費に充当されたことが明確になるよう、その使途について確認されたい。（環境業務課）</p>	<p>本件は、一浴場あたりの助成金の交付金額の上限が年50万円前後であることから、人件費、燃料費等を含めた浴場の維持運営に必要な経費を上回る可能性がないものとみなしてきたことに起因するものです。</p> <p>今後は助成金が浴場業の維持運営に必要な経費に充当されたことが明確になるよう、各浴場業者の年間の収支内訳を把握することとしました。（環境業務課）</p>	措置済
1(2)	<p>水質検査助成金に係る実績報告について</p> <p>本市は、浴場業者に対して水質検査助成金を交付している。要綱等によると、</p>	<p>本件は、組合から水質検査業者に支払った検査費の口座振替明細書の添付で十分と誤認し、検査費領収書の添付を確認していなかつ</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>助成金の交付の決定を受けた浴場業者は、実績報告書に検査費領収書を添付の上、市長に提出することとされ、浴場組合に属する浴場業者は組合を通じて手続を行うこととされている。</p> <p>浴場組合から提出された実績報告書を確認したところ、水質検査に係る検査費領収書が添付されていなかった。</p> <p>健康福祉局にあつては、要綱等に従い、検査費領収書の添付を確実に点検した上で、助成金の支出事務を行われたい。（環境業務課）</p>	<p>たことが原因であったことから、このことについてあらためて関係職員間で周知徹底を図り、要綱等に従い確実に点検するようにしました。（環境業務課）</p>	
2	<p>公衆浴場高齢者ふれあい入浴事業に係る事業実施の点検について</p> <p>本市は、浴場組合に対して公衆浴場高齢者ふれあい入浴事業を実施した公衆浴場 1ヶ所につき 1回18,000円の補助を行っている。</p> <p>浴場組合から提出された実績報告書を確認したところ、平成28年度上半期分について、休業により事業を実施していないにもかかわらず、支部担当者の確認不足により、浴場業者が事業を実施したものとして実績報告がなされ、浴場組合が補助金を申請している事例が見受けられた。なお、実地検査時点において、健康福祉局の検査確認後、支出事務の途中であり、誤った実績報告は直ちに訂正され、補助金の誤交付には至らなかった。</p> <p>健康福祉局にあつては、営業実績を確実に点検した上で、補助金の支出事務を行われたい。（高齢福祉課）</p>	<p>本件は、組合からの実績報告書の内容が正しいか確認する体制が整っていなかったことが原因であることから、指摘を受けて、事業実施の点検については、浴場組合から提出される営業実績報告と市が把握している休業状況を突合することで、確実に点検を実施しています。（高齢福祉課）</p>	措置済

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パレマルシェ神宮店

名古屋市熱田区神宮三丁目 608番 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市熱田区神宮三丁目 608番 外 1筆	名古屋市熱田区神宮三丁目 608番 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)オー・エ ンターテイ メント	代表取締役 大桑 友朗	大阪市浪速 区難波中 2 丁目10番70 号	変更なし	代表取締役 藤田 和宏	大阪市中央 区西心斎橋 2丁目 2番 3号	平成 30年 2月 21日
2	(株)松島屋	代表取締役 荒川 吉松	名古屋市中 区栄三丁目 4番 6号	変更なし	代表取締役 荒川 和生	名古屋市中 川区長良町 1丁目90番 地	平成 29年 10月 9日
3	(有)富士	代表取締役 加藤 久郎	名古屋市熱 田区神宮三 丁目 6番34 号	変更なし	代表取締役 加藤 青児	変更なし	平成 29年 6月 22日

4	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 松本 清雄	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1	変更なし	代表取締役 大田 貴雄	変更なし	平成 29年 4月 1日
5	山和食品(株)	代表取締役 馬場 祥宏	埼玉県川口 市元郷三丁 目19番 4号	変更なし	代表取締役 松本 太一	変更なし	平成 26年 7月 1日
6	(株)ほていや	代表取締役 猪飼 千壽 子	名古屋市東 区泉二丁目 21番25号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区平和二丁 目 2番17号	平成 26年 1月 11日
7	(株)COCO 企画	代表取締役 岸 さゆみ	名古屋市東 区泉一丁目 22番26号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区名駅南 一丁目28番 19号	平成 25年 8月 29日
8	(株)オプティ ック	代表取締役 山田 紀男	愛知県江南 市古知野町 高瀬57	変更なし	代表取締役 山田 泰弘	名古屋市熱 田区神宮三 丁目 6番34 号	平成 25年 7月 10日
9	(株)トリキ堂	代表取締役 杉浦 秀行	名古屋市中 村区鳥居西 通 1丁目 1 番地	変更なし	代表取締役 杉浦 秀幸	名古屋市中 村区中村町 9丁目 123 番地	平成 28年 1月 4日
10	(株)ツーネッ ト	代表取締役 瀬口 良人	愛知県稲沢 市田代一丁 目 9番19号	変更なし	変更なし	愛知県稲沢 市田代一丁 目 9番13号	平成 30年 5月 29日
11	(株)オッジイ ンターナシ ョナル	代表取締役 安井 武昌	大阪市中 央区備後町三 丁目 1番 6 号	—	—	—	平成 30年 3月 20日
12	はし里富赤 井(株)	代表取締役 赤井 三千 雄	京都市下京 区松原通寺 町西入石不 動之町 692 番の 4	—	—	—	平成 27年 10月 20日
13	(株)ペグフレ ジール	代表取締役 竹内 新一 郎	名古屋市中 村区井深町 10番28号	—	—	—	平成 29年 8月 20日
14	イマエダ商 事(株)	代表取締役 今枝 義貴	名古屋市中 区錦二丁目 6番15号	—	—	—	平成 26年 2月 20日
15	(株)おさむら	代表取締役 長村 節郎	岐阜県美濃 市生節1686 番地の 2	—	—	—	平成 28年 8月 20日

16	(有)はなぶん コミュニケーションズ	代表取締役 井上 憲一	愛知県北名 古屋市西之 保南若17番 地	—	—	—	平成 26年 2月 20日
17	(有)オーエス	代表取締役 織田 隆	名古屋市南 区道德町 6 丁目41番地	—	—	—	平成 30年 4月 20日
18	(株)ハーモニ カ	代表取締役 松崎 好男	東京都西東 京市田無町 3丁目 9番 10号	—	—	—	平成 25年 5月 31日
19	あちは(株)	代表取締役 阿智波 雅 大	名古屋市瑞 穂区北原町 2丁目73番 地	—	—	—	平成 28年 8月 20日
20	(有)キャレシ ユ	代表取締役 小西 恒子	名古屋市千 種区春里町 2丁目48番 地	—	—	—	平成 27年 9月 30日
21	(株)バック・ ギャラリー KATO	代表取締役 加藤 千恵 子	名古屋市熱 田区神宮三 丁目 6番34 号	—	—	—	平成 25年 2月 20日
22	(株)リオグル ープホール ディングス	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中 区平和一丁 目15番27号	—	—	—	平成 27年 2月 25日
23	水野 彩	—	愛知県岡崎 市真伝町吉 祥11番 1	—	—	—	平成 26年 8月 20日
24	—	—	—	(株)Weed	代表取締役 山田 直美	名古屋市港 区川西通 2 丁目25番地 の 3	平成 29年 10月 21日
25	—	—	—	(株)コンラッ ド	代表取締役 柴田 英司	岐阜県羽島 市福寿町浅 平 3丁目 9 番地	平成 28年 9月 1日
26	—	—	—	(株)スイール ー	代表取締役 井上 義廣	名古屋市昭 和区村雲町 9番 2号	平成 28年 9月 7日
27	—	—	—	(株)オリビア	代表取締役 左藤 元	名古屋市西 区城西二丁 目 2番16号	平成 28年 9月 10日

28	—	—	—	(株)ペグ	代表取締役 渡辺 道久	名古屋市中 村区井深町 10番28号	平成 30年 3月 21日
29	—	—	—	(有)リノ	代表取締役 落合 千里	愛知県春日 井市田楽町 1273番地の 1	平成 28年 11月 17日
30	—	—	—	(有)辻本屋	代表取締役 早川 順也	愛知県東海 市高横須賀 町西屋敷72 番地	平成 25年 7月 21日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成30年 5月29日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1及びNo. 2の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 3からNo. 5までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 6及びNo. 7の小売業者については、住所変更のため
- (5) No. 8の小売業者については、代表者変更及び住所の誤記修正のため
- (6) No. 9の小売業者については、住所変更及び代表者の誤記修正のため
- (7) No.10の小売業者については、住所の誤記修正のため
- (8) No.11からNo.23までの小売業者については、退店のため
- (9) No.24からNo.30までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成30年 5月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月13日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月15日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パレマルシェ神宮店

名古屋市熱田区神宮三丁目 608番 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
名鉄西口パーキングNo.①— 1	415台	変更なし
名鉄東口パーキングNo.①— 2	319台	—
計	734台	415台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
名鉄東口パーキングNo.①— 2	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	2箇所	1箇所
出口	2箇所	1箇所
計	4箇所	2箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成31年 1月30日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

平成30年 5月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、瑞穂区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月13日から同年10月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月15日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 6月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年 6月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第47号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第48号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第49号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第50号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第51号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第52号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市人事委員会の人事異動

西部 啓一委員は、平成30年 6月12日再任された。

圓生 和之委員長は、平成30年 6月14日選挙された。

細井 土夫委員は、平成30年 6月14日委員長の職務を代理するものとして指定された。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成30年 6 月15日懲戒処分に付した。

平成30年 6 月15日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・主任 (消防司令補)	停職 1 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号